

愛南町地域防災計画

(津波災害対策編)

令和2年3月修正

愛南町防災会議

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 基本方針	2
第5節 計画の修正	2
第6節 他の法律との関係	2
第7節 計画の習熟	3
第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1節 愛南町	4
第2節 愛媛県	4
第3節 指定地方行政機関	5
第4節 自衛隊（陸上自衛隊第14高射特科隊）	7
第5節 指定公共機関	8
第6節 指定地方公共機関	9
第7節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者	9
第8節 住民・事業者	10
第3章 地震の想定	12
第1節 地形及び地質	12
第2節 南海トラフ	12
第3節 南海トラフ地震防災対策推進地域	13
第4節 地震の想定	15
第2部 津波災害予防対策	22
第1章 津波に強いまちづくり	22
第1節 基本的な考え方	22
第2章 防災思想・知識の普及	23
第1節 町	23
第2節 関係機関	26
第3節 企業防災の推進	26
第4節 防災上重要な施設の管理者に対する啓発	26
第5節 普及の際の留意点	27

第3章	自主防災組織の活動	28
第1節	住民の果たすべき役割.....	28
第2節	自主防災組織の活動.....	29
第3節	地域における自主防災活動の推進.....	29
第4章	事業者の防災対策	30
第1節	事業者の果たすべき役割.....	30
第2節	災害時事業継続計画.....	31
第5章	ボランティアの防災対策	32
第6章	津波避難訓練の実施	33
第1節	防災訓練の実施責務又は協力.....	33
第2節	防災訓練の種別.....	33
第3節	各種訓練への協力.....	34
第4節	町の活動.....	34
第5節	訓練実施の留意点.....	35
第7章	業務継続計画の策定	36
第8章	津波災害予防対策	37
第1節	津波に強い地域の形成.....	37
第2節	海岸保全施設等の整備.....	38
第3節	避難関連施設の整備.....	38
第4節	公共施設等の津波避難対策.....	39
第5節	ライフラインの耐浪化.....	40
第6節	危険物等施設の安全確保.....	40
第7節	文化財の保護.....	40
第9章	津波避難体制の整備	41
第1節	伝達体制の整備.....	41
第2節	津波警戒等の周知徹底.....	42
第3節	指定緊急避難場所及び指定避難所の指定.....	42
第4節	指定避難所の設備及び資機材の配備.....	44
第5節	指定緊急避難所等の周知.....	44
第6節	津波からの防護・避難のための施設の整備.....	45
第7節	住民等の避難誘導體制.....	46
第8節	迅速な救助.....	47
第9節	交通対策.....	47
第10節	町が管理又は運営する施設に関する津波対策.....	48
第11節	避難所運営マニュアルの策定.....	49
第10章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	50
第1節	南海トラフ地震に関連する情報への対応.....	50
第2節	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	51

第3節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	51
第4節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置	55
第5節	南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の対応	56
第11章	緊急物資確保対策	57
第12章	医療救護体制の整備	57
第13章	防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備	57
第14章	要配慮者の支援対策	57
第15章	帰宅困難者の支援対策	57
第16章	広域応援体制の整備	57
第17章	通信施設の災害予防対策	58
第18章	公共土木施設等の災害予防対策	58
第19章	危険物施設等災害予防対策	58
第20章	孤立対策計画	58
第21章	災害復旧・復興への備え	59
第1節	平常時からの備え	59
第2節	複合災害への備え	59
第3節	災害廃棄物の発生への対応	59
第4節	各種データの整備保全	60
第5節	保険・共済の活用	60
第6節	罹災証明書交付体制の整備	60
第7節	復興事前準備の実施	60
第8節	復興対策の研究	61
第3部	津波災害応急対策	62
第1章	災害発生直前の対策	62
第1節	津波警報等の伝達	62
第2節	避難指示（緊急）	67
第2章	活動体制	69
第1節	配備動員体制	69
第2節	災害警戒本部	70
第3節	災害対策本部	71
第4節	動員計画	76

第3章	通信連絡活動	79
第4章	情報活動	80
第1節	情報活動の強化.....	80
第2節	災害情報等の収集連絡.....	81
第3節	情報の伝達.....	82
第4節	県への被害報告.....	83
第5章	災害広報活動	89
第1節	広報内容.....	89
第2節	広報実施方法.....	89
第3節	災害の記録.....	90
第4節	県に対する広報の要請.....	90
第5節	住民が必要な情報を入手する方法.....	90
第6節	広聴活動.....	91
第7節	安否情報の提供.....	91
第6章	災害救助法の適用	92
第7章	避難活動	93
第1節	避難指示（緊急）.....	93
第2節	警戒区域の設定.....	95
第3節	避難の方法.....	96
第4節	指定避難所等の開設.....	98
第5節	指定避難所等の運営.....	99
第6節	要配慮者の避難.....	101
第8章	緊急輸送活動	103
第9章	交通応急対策	103
第10章	地区の孤立対策	103
第11章	消防活動	103
第12章	水防活動	104
第1節	水防管理者及び水防管理団体の活動.....	104
第2節	河口部・海岸部の水門等の操作及び通報.....	104
第3節	水防作業の安全確保.....	104
第4節	水防活動の応援要請.....	104
第13章	人命救助活動	106
第14章	食料供給活動	106
第15章	生活必需品等物資供給活動	106
第16章	飲料水及び生活用水の確保・供給	106

第17章	医療救護活動	106
第18章	行方不明者の捜索、死体の措置・埋葬活動	106
第19章	防疫・衛生活動	107
第20章	保健衛生活動	107
第21章	廃棄物等の処理	107
第22章	障害物除去活動	107
第23章	動物管理活動	107
第24章	労働力確保対策	107
第25章	応急住宅対策	108
第26章	要配慮者に対する支援活動	108
第27章	ボランティア活動対策	108
第28章	広域応援活動	108
第29章	自衛隊災害派遣要請	108
第30章	海上保安庁の支援	108
第31章	ライフライン災害応急対策	109
第32章	公共土木施設等の確保対策	109
第33章	危険物施設等の安全確保	109
第34章	海上災害応急活動	109
第35章	応急教育活動	109
第36章	災害警備対策	109
第4部	津波災害復旧・復興対策	110
第1章	災害復旧対策	110
第2章	復興計画	111
第3章	被災者の生活再建支援	112

第1部 総則

第1章 計画の方針

(全部)

第1節 計画の目的

この計画は、『災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条』の規定に基づき、町の地域にかかる津波防災対策について定め、これを推進することにより、町民の生命、身体及び財産を津波災害から保護することを目的とする。

また、町全域は、『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）』第3条第1項の規定に基づく地震防災対策推進地域、法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されているため、第5条第2項の規定に基づき、同地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保や迅速な救助に関する事項、また、同地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町における地震防災対策の推進を図る。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、町域に係る津波防災対策について、町の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。
- 2 この計画は、町及び防災関係機関の津波防災対策に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に統合する計画である。
- 3 この計画は、『災害救助法』に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、『同法第30条』に基づき町長に委任された場合の計画又は知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに『水防法』に基づき町が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の構成

1 町地域防災計画の構成

町地域防災計画は、風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編及び資料編で構成する。本編は、そのうちの津波災害対策編である。

2 津波災害対策編の構成

津波災害対策編の構成は、次の4部による。

(1) 第1部 総則

津波災害対策編の主旨、防災関係機関の事務又は業務の大綱、津波の被害想定など計画の基本となる事項を示す。

(2) 第2部 津波災害予防対策

津波発生に備えた、平常時の教育、訓練、施設の災害予防対策及び耐震性確保、住民生活の確保方策などの予防対策を示す。

(3) 第3部 津波災害応急対策

津波災害が発生した場合の応急対策を示す。

(4) 第4部 津波災害復旧・復興対策

津波災害発生後の復旧、復興対策を示す。

第4節 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な防災対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、災害が発生した際に、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とする。また、たとえ被災したとしても、人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図ることが必要である。

また、防災対策は、町民が自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び町がこれらを補完する「公助」で取り組むことが重要であり、町民、自主防災組織、事業者、県及び町などの多様な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力を図りながら、地域の防災力を高めていくこととする。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携の強化に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模な災害による同時被災の可能性を踏まえ、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結等も考慮する。

第5節 計画の修正

この計画は、『災害対策基本法第42条』の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認められるときは防災会議において修正する。したがって、防災関係機関は自己の所掌する事項について検討し、速やかに計画修正案を防災会議に提出する。

第6節 他の法律との関係

この計画は、津波災害に対する諸対策の総合化を図るものであり、『水防法』、『消防法』、『災害救助法』、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところにより、その事務を処理する。

第7節 計画の習熟

町及び防災関係機関は、この計画の遂行に当たって、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から自ら又は他の機関と協力して調査研究を行い、訓練その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(全部)

町の地域に係る津波防災対策に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

第1節 愛南町

- (1) 地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
- (3) 津波からの防護、安全な避難路、避難場所の確保及び円滑な避難等に関する措置
- (4) 津波防災に関する組織の整備
- (5) 防災思想・知識の普及
- (6) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (7) 自主防災組織の育成指導、その他住民の津波災害対策の促進
- (8) 防災訓練、防災学習会の実施
- (9) 津波防災のための施設等の整備
- (10) 津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (11) 被災者の救出、救護等の措置
- (12) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）その他の特に配慮を要するもの（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (13) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、屋内での待避等の安全確保措置の指示及び指定避難所の開設
- (14) 消防、水防その他の応急処置
- (15) 被災児童・生徒の応急教育の実施
- (16) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (17) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (18) 災害時における町有施設及び設備の整備又は点検
- (19) 食料、飲料水、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (20) 緊急輸送の確保
- (21) 災害復旧の実施
- (22) 災害対策に関する隣接市町間等の相互応援協力
- (23) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第2節 愛媛県

- (1) 県地域防災計画（津波災害対策編）の作成
- (2) 津波防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及

- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 津波防災のための装備・施設等の整備
- (8) 地震及び津波に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難勧告、避難指示（緊急）又は屋内での待避等の安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童・生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医療品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の津波災害応急対策の連絡調整
- (21) その他津波災害の発生防止又は拡大防止のための措置

第3節 指定地方行政機関

1 四国総合通信局

- (1) 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理に関すること。
- (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用監理に関すること。
- (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
- (4) 災害時における通信機器の供給の確保に関すること。
- (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議に関すること。

2 四国財務局（松山財務事務所）

- (1) 災害時における財政金融等の適切な措置及び関係機関との連絡調整に関すること。

3 中国四国農政局

- (1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること。
- (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること。
- (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること。
- (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (6) 災害時の食料の供給に関すること。

(7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること。

4 四国森林管理局愛媛森林管理署

(1) 災害応急・復旧対策用木材（国有林材）の供給に関すること。

5 四国経済産業局

- (1) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- (2) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること。
- (3) 災害時における電気、ガス、石油製品事業に関する応急対策等に関すること。

6 中国四国産業保安監督部（四国支部）

- (1) 電気、ガス事業に関する災害予防、保安の確保及び復旧促進等の対策に関すること。
- (2) 高压ガス、火薬類、液化石油ガスに関する災害予防、保安の確保、災害の応急対応に関すること。
- (3) 鉱山等における災害予防、災害応急対策、災害復旧等の指導に関すること。

7 四国地方整備局（大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所）

管轄する道路等についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うように努める。

- (1) 災害予防に関すること。
 - ア 所管施設の耐浪性の確保
 - イ 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - ウ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - エ 公共施設等の被災状況調査を行うエキスパート制度の運用
- (2) 応急・復旧に関すること。
 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
 - ウ 所管施設の緊急点検の実施
 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
 - オ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災公共団体への派遣
- (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること。
- (4) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること。
- (5) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること。
- (6) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること。

8 四国運輸局（愛媛運輸支局）

- (1) 陸上輸送に関すること。
 - ア 輸送機関その他関係機関との連絡調整
 - イ 自動車運送事業者に対する輸送のあっせん
- (2) 海上輸送に関すること。
 - ア 非常時に使用しうる船舶運航事業者の船舶数及び輸送能力の把握並びに緊急海上輸送体制の確立
 - イ 旅客航路事業者の行う津波災害応急対策の実施指導

9 大阪管区气象台（松山地方气象台）

- (1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関する事。
- (2) 津波に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関する事。
- (3) 異常な自然現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講じること。

10 第六管区海上保安本部（宇和島海上保安部）

- (1) 防災訓練に関する事。
- (2) 防災思想の普及及び高揚に関する事。
- (3) 調査研究に関する事。
- (4) 警報等の伝達に関する事。
- (5) 情報の収集に関する事。
- (6) 海難救助に関する事。
- (7) 緊急輸送に関する事。
- (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。
- (9) 流出油等の防除に関する事。
- (10) 海上交通安全の確保に関する事。
- (11) 警戒区域の設定に関する事。
- (12) 治安の維持に関する事。
- (13) 危険物の保安措置に関する事。
- (14) 広報に関する事。
- (15) 海洋環境の汚染防止に関する事。

第4節 自衛隊（陸上自衛隊第14高射特科隊）

- (1) 被害状況の把握に関する事。
- (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関する事。
- (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関する事。
- (4) 応急医療、救護及び防疫に関する事。
- (5) 通信支援、人員及び物資の緊急輸送に関する事。
- (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関する事。
- (7) 危険物の保安及び除去に関する事。

第5節 指定公共機関

1 日本郵便株式会社（四国支社）

- (1) 郵便業務の運営の確保に関すること。
- (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること。

2 日本赤十字社（愛媛県支部）

- (1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること。
- (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること。
- (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること。
- (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること。

3 日本放送協会（松山放送局）

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 津波情報及びその他津波に関する情報の正確迅速な提供による災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
- (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること。

4 西日本電信電話株式会社（愛媛支店）、株式会社NTTドコモ（四国支社）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

- (1) 電気通信施設の整備に関すること。
- (2) 災害時における通信の確保に関すること。
- (3) 警報の伝達及び非常緊急電話の整備に関すること。
- (4) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること。
- (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること。

5 日本通運株式会社（西予支店）、福山通運株式会社（宇和島営業所）、佐川急便株式会社（大洲店）、ヤマト運輸株式会社（愛媛主管支店）

- (1) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

6 四国電力株式会社

- (1) 電力施設等の保全に関すること。
- (2) 電力供給の確保に関すること。
- (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること。
- (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施に関すること。

7 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社

- (1) 重要な通信を確保するために必要な措置に関すること。

第6節 指定地方公共機関

- 1 一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会
 - (1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- 2 一般社団法人愛媛県歯科医師会
 - (1) 検案時の協力に関すること。
 - (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること。
- 3 南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛、株式会社愛媛CATV、株式会社愛媛新聞社
 - (1) 津波防災に関するキャンペーン番組、津波防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること。
 - (2) 津波に関する情報の正確、迅速な提供に関すること。
 - (3) 津波災害応急対策等の周知徹底に関すること。
 - (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること。
 - (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること。
- 4 一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社（愛媛県旅客船協会）
 - (1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること。
 - (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。
- 5 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
 - (1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること。
 - (2) 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること。

第7節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- 1 町内土地改良区
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - (2) 土地改良施設の整備及び保全に関すること。
- 2 えひめ南農業協同組合
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - (2) 組合員の被害状況調査に関すること。
 - (3) 被災農家に対する融資あっせんに関すること。
 - (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。
- 3 町内漁業協同組合
 - (1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
 - (2) 組合員の被害状況調査及びその援護対策に関すること。
 - (3) 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧に関すること。

(4) 被災組合員に対する融資あっせんに関する事。

4 南宇和森林組合

(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。

(2) 被災組合員に対する融資あっせんに関する事。

5 愛南町商工会

(1) 被災商工業者の援護に関する事。

(2) 食料、生活必需品、復旧資材など援護物資の供給の協力に関する事。

6 愛南町社会福祉協議会

(1) ボランティア活動体制の整備に関する事。

(2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事。

(3) 災害ボランティアセンターに関する事。

7 南宇和郡医師会

(1) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事。

8 一般社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部

(1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び報告に関する事。

(2) 公共土木施設等に係る障害物の除去及び応急復旧に関する事。

(3) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事。

(4) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事。

9 愛南町管工事協同組合

(1) 町が行う応急給水の協力及び上水道・簡易水道施設の応急復旧に関する事。

10 危険物施設管理者、プロパンガス取扱い機関

(1) 危険物施設等の保全に関する事。

(2) プロパンガス等の供給の確保に関する事。

11 社会福祉施設等管理者

(1) 施設利用者等の安全確保に関する事。

(2) 福祉施設職員等の応援体制に関する事。

12 津波避難ビル管理者

(1) 津波発生時における避難者の誘導及び一時的な避難所の提供に関する事。

13 大型スーパー施設管理者

(1) 地震、津波発生時における客の避難、誘導及び安全の確保に関する事。

第8節 住民・事業者

1 住民

(1) 自助の実践に関する事。

(2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関する事。

(3) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関する事。

2 自主防災組織

- (1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関する事。
- (2) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関する事。
- (3) 避難、救助、初期消火その他災害応急対策の実施に関する事。
- (4) 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事。

3 事業者

- (1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関する事。
- (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関する事。
- (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関する事。
- (4) 災害応急対策の実施に関する事。
- (5) 町又は県が実施する防災対策への協力に関する事。

第3章 地震の想定

(全部)

第1節 地形及び地質

本町は愛媛県の最南端に位置し、北は篠山から観音岳を経て由良半島に至る稜線で宇和島市と、東は松田川支流の篠川で高知県宿毛市に接している。

南は太平洋、西は豊後水道に面し、地形は、東西に28.7km、南北に18.3kmで、面積は238.99km²となっている。北部には、四国山脈から分岐した篠山山脈を中心とする森林地帯が広がり、これを源流とした僧都川が町の中央部を孤を描くように南北に流れ、この流域に平野部が開け、御荘地区、城辺地区の市街地が形成されている。

太平洋及び豊後水道に面した半島部を有する海岸部は、複雑で変化に富んだ典型的なリアス式海岸の海岸線が広がり、平坦地が少なく海岸まで急傾斜地が迫っている。

本町南部域は、いわゆる四万十川層群といわれる中生層が分布し、砂岩・泥岩及びそれらの互層から形成されている。一部の岩石は、接触変成作用によりホルンフェルスとなっていることから、マグマなどの熱源によって変成されたことがうかがえる。

東部から西部地域にかかる中央部は、泥岩が多く見られ、北東部地域及び南西部地域においては砂岩が多く産出している。

また、砂岩・泥岩の岩相変化から、西海地域及び城辺地域にかけては、白亜紀において三角州であったとされている。

これらの諸岩石を覆って、城辺地域・一本松地域には、集積低地堆積物と段丘堆積物が広く分布している。

第2節 南海トラフ

1 南海トラフで発生する地震

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフで発生する地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」と言う。）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じさせたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

2 南海トラフで発生した地震

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの地震は、南海地域における地震と東海地域における地震が、同時に発生している場合と、若干の時間差をもって発生している場合がある。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年となっている。

南海トラフの巨大地震が発生した場合、広域かつ多大な被害が予想されるため、本町の防災対策上重視しなければならない地震である。

■南海トラフ沿いの大地震

発生年月日	名 称	マグニチュード	震 源 域			備 考
			南海地震	東南海地震	東海地震	
1605年（慶長9年） 12月16日	慶長地震	M8以上	○	○	○	同時発生・死者 5千人以上
1707年（宝永4年） 10月4日	宝永地震	M8以上	○	○	○	同時発生・死者 2万人以上
1854年（安政元年） 11月4日	安政東海 地震	M8以上	○	○	○	東海・南海地震、 連続発生・死者 8千人以上
1854年（安政元年） 11月5日	安政南海 地震	8.4				
1944年（昭和19年） 12月7日	昭和東南海 地震	7.9			○	東海道沖で発生 死者行方不明者 1,223人
1946年（昭和21年） 12月21日	昭和南海 地震	8.0	○			南海道沖で発生 死者1,330人

資料：中央防災会議資料他

第3節 南海トラフ地震防災対策推進地域

四国地方は、『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』において、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。また、本町を含む愛媛県西南部は、推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるため、津波避難対策を特別に強化すべき地域として、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域として指定されている。

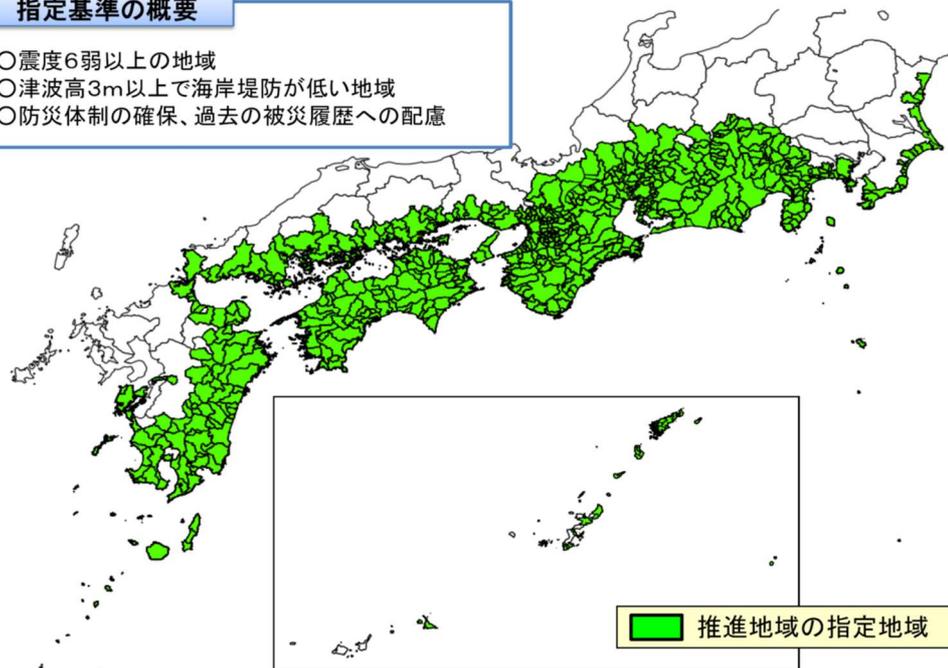
町の防災対策上、この地域を震源とする地震を重視し、南海トラフ地震の対策を推進することが重要である。

■ 南海トラフ地震防災対策推進地域／南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

指定基準の概要

- 震度6弱以上の地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮



南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

指定基準の概要

- 津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域
- 特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村
- 同一府県内の津波避難対策の一体性の確保
- ※浸水深、浸水面積等の地域の実情を踏まえ、津波避難の困難性を考慮



第4節 地震の想定

2011年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、従来の想定を超える巨大地震と津波による甚大な被害が発生した。この教訓を踏まえ、中央防災会議（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）は、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」とし、南海トラフにおける発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波の想定を公表した。

一方、町の防災対策上重視しなければならない地震想定としては、南海トラフの巨大地震のほか、国内最大規模の断層である中央構造線断層帯による地震並びに伊予灘・燧灘周辺を震源とする地震がある。

このため、県では、国が大規模地震として検討対象とした南海トラフの巨大地震などを対象に、愛媛県における最大クラスの地震発生に伴う被害想定調査を実施し「愛媛県地震被害想定調査」（平成25年3月）を公表した。これは、地域の危険性を総合的、科学的に把握するとともに、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図るためのものとして、本町の地震・津波災害対策を検討していく上で、重要なものであり、その結果を以下に示す。

なお、今後の地震津波災害対策を構築するに当たっては、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」（L2津波）と海岸堤防などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する「比較的発生頻度の高い津波」（L1津波）の二つのレベルを検討する必要がある。

1 調査概要

(1) 調査範囲

愛媛県全域を対照

(2) 調査単位

地震動、被害想定等の解析・評価の単位は、125mメッシュ

津波の想定については沿岸域を30mメッシュ、陸域を10mメッシュ

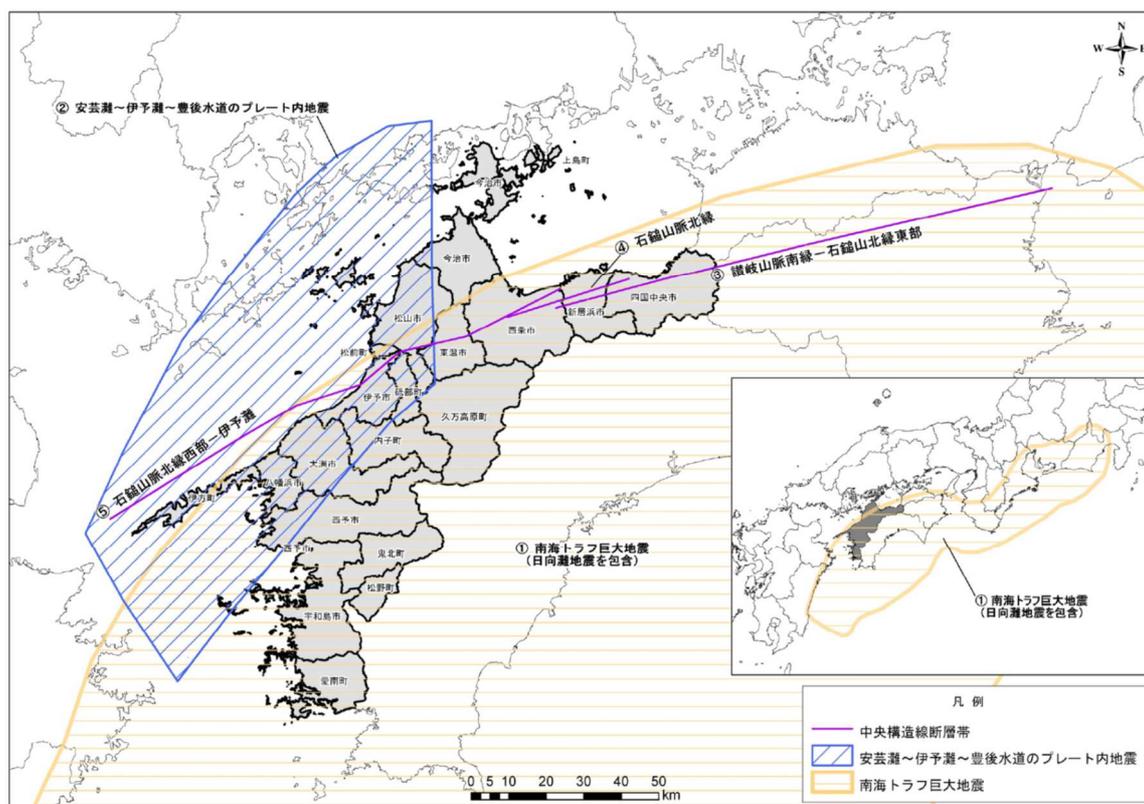
2 調査の内容

- (1) 地震動・液状化・土砂災害の想定
- (2) 津波の想定
- (3) 建物被害
- (4) 屋外転倒、落下物の発生
- (5) 人的被害
- (6) ライフライン被害
- (7) 交通施設被害
- (8) 生活支障
- (9) その他被害
- (10) 経済被害（直接被害）
- (11) 被災シナリオ

3 想定地震の設定

本調査では、国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震の設定を行っている。

	名称	マグニチュード
■海溝型地震	①南海トラフ巨大地震	9.0 (津波 : 9.1)
	②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震 (芸予地震)	7.4
■内陸型地震	③讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震 (中央構造線断層帯)	8.0
	④石鎚山脈北縁 (岡村断層) の地震 (中央構造線断層帯)	7.3
	⑤石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震 (中央構造線断層帯)	8.0



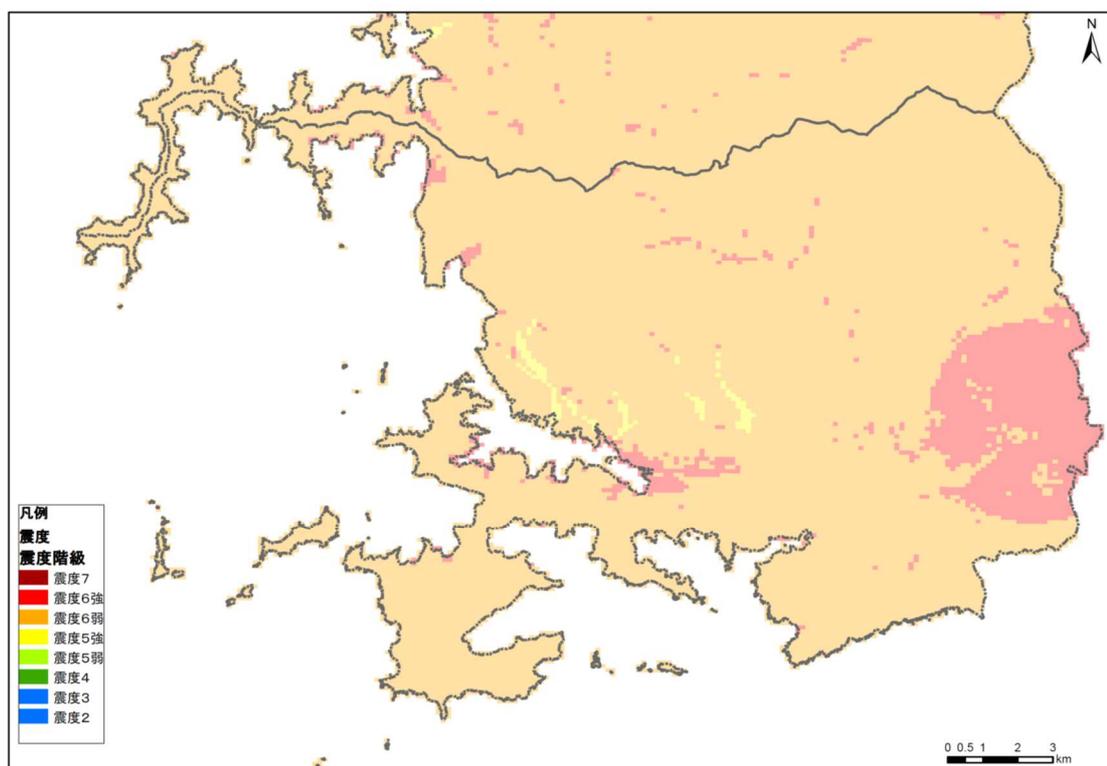
想定地震 全体位置図

4 被害想定

本町において想定される最大クラスの被害想定は、以下のようになっている。

(1) 想定地震における最大震度

	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁～石鎚 山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁西部～ 伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
愛南町	7	5弱	6弱	3	3	5弱



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平25情標 第129号)

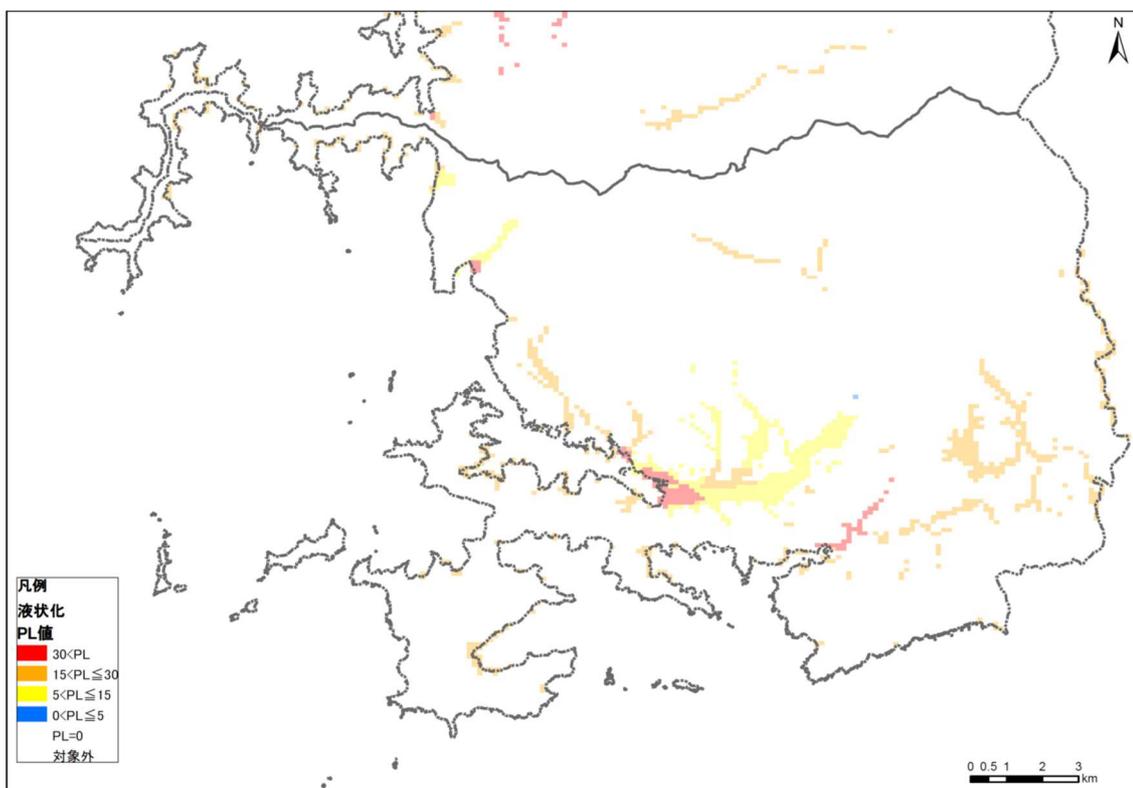
南海トラフ巨大地震の震度分布 (5 ケースの重ね合わせ)

(2) 液状化危険度（想定地震における最大PL値）

	南海トラフ 巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道の プレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚 山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁 の地震	石鎚山脈北縁西部－ 伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
愛南町	60.1	13.4	38.8	0.6	0.5	3.5

【PL値と液状化危険度の関係】

- 30.0 < PL : 液状化危険度は極めて高い
- 15.0 < PL ≤ 30.0 : 液状化危険度はかなり高い
- 5.0 < PL ≤ 15.0 : 液状化危険度は高い
- 0.0 < PL ≤ 5.0 : 液状化危険度は低い
- PL = 0.0 : 液状化危険度はかなり低い



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。(承認番号 平25情産 第129号)

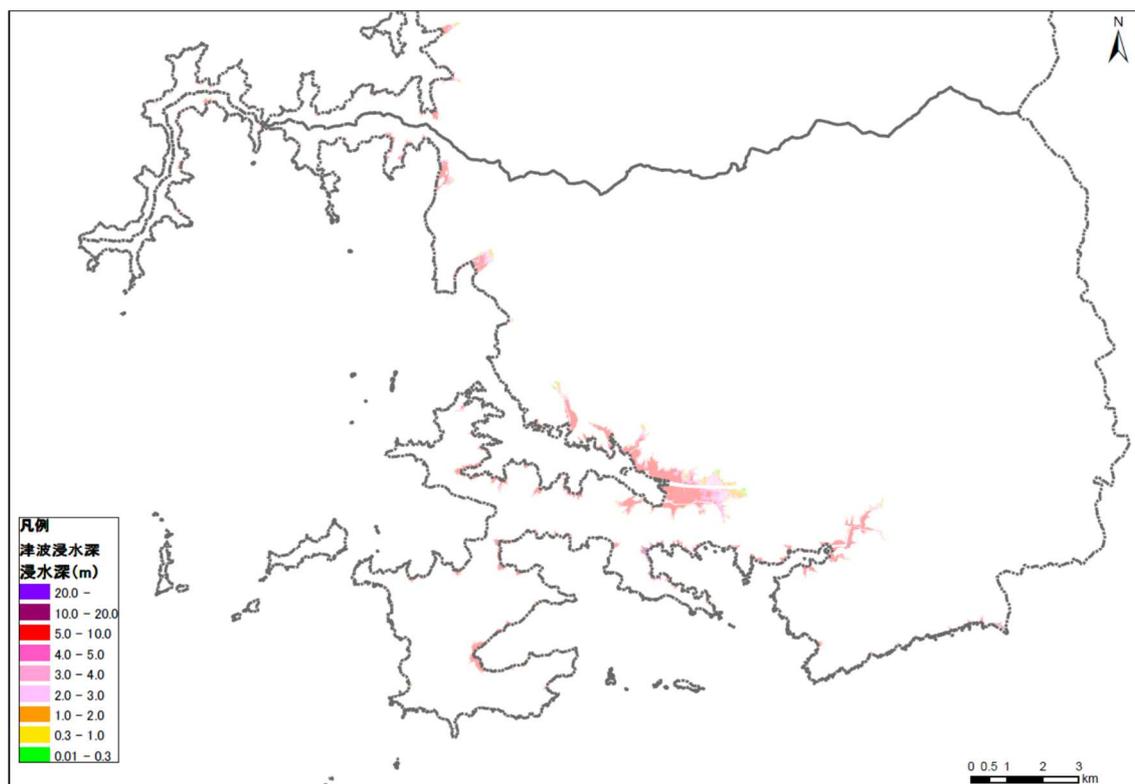
南海トラフ巨大地震の液状化危険度（PL値）分布（5ケースの重ね合わせ）

(3) 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波高

	最大 震度	最大 津波高 (m)	津波到達時間 (分)			浸水面積 (ha)					
			海面 変動± 20cm	津波高 +1m	最大津 波高	1cm 以上	30cm 以上	1m 以上	2m 以上	5m 以上	10m 以上
			愛南町	7	16.7	4	14	35	788	771	737

※ 津波高は、東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P+m）として表示しており、気象庁が発表する津波の高さである平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さとは異なる。

※ 浸水面積や浸水深の被害想定は、地盤沈降量を考慮した値となっている。



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号 平29情保 第129号）

南海トラフ巨大地震の津波浸水想定（5ケースの重ね合わせ）

(4) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による建物被害

（全壊棟数：冬18時）

	揺れ (棟数)	液状化 (棟数)	土砂災害 (棟数)	津波 (棟数)	地震火災（焼失棟数） (棟数)	合計 (棟数)
愛南町	247	123	16	3,067	5	3,458

（半壊棟数：冬18時）

	揺れ (棟数)	液状化 (棟数)	土砂災害 (棟数)	津波 (棟数)	合計 (棟数)
愛南町	1,103	107	37	470	1,717

(5) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による人的被害

（死者数：冬深夜）

	建物倒壊（人）		土砂災害 （人）	津波 （人）	火災 （人）	ブロック 塀倒壊等 （人）	合計 （人）
		うち屋内 収容物等					
愛南町	15	1	1	1,249	0	0	1,265

（負傷者数：冬深夜）

	建物倒壊（人）		土砂災害 （人）	津波 （人）	火災 （人）	ブロック 塀倒壊等 （人）	合計 （人）
		うち屋内 収容物等					
愛南町	264	21	2	24	0	0	290

（自力脱出困難者・要救助者：冬深夜）

	揺れに伴う自力脱出困難者 （人）	津波による要救助者 （人）
愛南町	37	195

(6) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）によるライフラインの被害

（ライフライン被害（直後）：冬18時）

	上水道		下水道		電力	
	断水人口 （人）	断水率 （%）	支障人口 （人）	支障率 （%）	停電件数 （軒）	停電率 （%）
愛南町	15,464	65.9%	2,011	81.5%	11,541	80.1%

	通信（固定電話）		都市ガス		LPガス	
	不通回線数 （回線）	不通回線率 （%）	供給停止戸 数 （戸）	供給停止率 （%）	容器転倒戸 数 （戸）	ガス漏洩戸 数 （戸）
愛南町	7,556	65.8%	0	—	168	116

(7) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による交通施設の被害

	道路	鉄道	港湾	
	被害箇所数 （浸水区域外） （箇所）	被害箇所数 （浸水区域外） （箇所）	港湾 （箇所）	漁港 （箇所）
愛南町	12	0	3	106

(8) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）による生活支障

(生活支障：冬18時)

	避難者					
	避難者計		避難者計		避難者計	
	(1日後)	避難所	(1週間後)	避難所	(1ヵ月後)	避難所
愛南町	10,239	6,798	5,976	4,596	7,028	2,108

	帰宅困難者		物資不足量			
	帰宅困難者 (人)	居住ゾーン外 への外出者 (人)	(1～3日後)		(4～7日後)	
			食料 (食)	飲料水 (リットル)	食料 (食)	飲料水 (リットル)
愛南町	3,594	3,233	39,238	55,595	79,395	105,446

	医療機能支障		仮設住宅必 要世帯数	仮設トイレ不足量		
	入院 (人)	外来 (人)	自力再建困 難者 世帯数 (世帯数)	1日後 (基)	1週間後 (基)	1ヵ月後 (基)
愛南町	183	87	667	23	15	7

(9) その他の被害

(その他被害：冬18時)

	災害廃棄物		災害時 要援護者	文化財の被害		
	災害廃棄物 (万トン)	津波堆積物 (万トン)		揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)
愛南町	31	44	1,626	0	0	0

	孤立集落	
	農業集落 (集落)	漁業集落 (集落)
愛南町	1	4

	ため池被害					
	危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C	
	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)
愛南町	7	9	24	110	23	227

	漁業施設被害		農地被害	
	漁場被害面積 (㎡)	漁船被害数 (隻)	液状化被害面積 (㎡)	津波浸水被害面積 (㎡)
愛南町	17,640,370	1,297	4,600,151	1,094,789

第2部 津波災害予防対策

津波災害予防対策は、津波による被害を最小限にとどめるため、日常における教育・訓練の実施、施設の耐浪性確保及び住民の生活確保等の津波災害の対策について策定し、その実施を図る。

第1章 津波に強いまちづくり

(建設課、防災対策課)

津波災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

第1節 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波(レベル2)
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(レベル1)

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所(津波一時避難場所)・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

第2章 防災思想・知識の普及

(総務課、防災対策課、庶務課・消防署)

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、町、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、町及び防災関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、町、県及び関係機関は、津波警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明など、津波及び防災に関する知識の普及・啓発活動に努める。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

さらに、津波による災害から被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、職員に対し防災知識の周知を図り、相互の密接な連絡体制の確保に努めるとともに、住民に対し、災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第1節 町

1 町職員に対する教育

町は、職員が日常の業務を通じ的確で円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動を率先して実施できるよう、次の事項について、研修会等を通じ職員教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 町地域防災計画（津波災害対策編）と津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にすべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にすべき行動に関する知識（初動マニュアル）
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織、動員体制及び任務分担）
- (6) 家庭及び地域における津波防災対策
- (7) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (8) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記（3）、（4）及び（5）については、毎年度、所属職員に対し、十分周知しておく。

また、各部局等は、所管事項に関する津波防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員、児童・生徒等に対する教育

将来の災害に立ち向かう今の子どもたちが、自分自身を守りお互いに助け合っていける力を育むために、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、主体的に行動する態度を育成するよう安全教育等の指導を徹底する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・役割分担等）を定めたマニュアルを作成する。

さらに、学校、地域、家庭が連携・協力し合って地域社会全体で防災力を向上させていく必要があることから、学校現場のみならず地域と一体となった防災教育を推進する。

(1) 教育委員会は、町職員に準じて教職員への教育を指導するとともに、町と連携した地域ぐるみの防災教育の総合的な調整を行う。

(2) 学校においては、学校安全計画に災害に関する必要な事項（防災組織、分担等）を定め、児童・生徒等が津波災害に関する基礎的・基本的事項を理解し、思考力、判断力を高め、適切な行動ができるよう次のように防災教育を行う。

ア 関連する教科、特別活動等において、児童・生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎知識を習得させるとともに、津波発生時の対策（避難場所、避難経路、避難方法の確認）の周知徹底を図る。

イ 住んでいる地域の特徴や過去の自然災害等について継続的な防災教育に努める。

ウ 中学校等の生徒を対象に、応急手当等の実践的スキル習得の指導を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

エ 学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努める。

3 住民に対する防災知識の普及

町は、県及び関係機関と連携し、総合防災マップの配布や講演会、講習会、ワークショップの開催等を積極的に実施し、津波に関する基礎知識の習得とともに、町域の津波浸水区域など国・県が示す被害想定やそれぞれの地域の防災上の特性を理解して、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、津波に関する防災知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般住民に対する啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など

(イ) 津波警報等に関する知識

(ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- ・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
 - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など
- (エ) 防災関係機関等が講じる津波防災対策等に関する知識
- (オ) 地域や事業所における自主防災活動に関する知識
- (カ) 津波浸水予測範囲等に関する知識
- (キ) 津波想定の不確実性
- ・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
 - ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- (ク) 避難場所、避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (サ) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ソ) 防災士の活動に関する知識
- (タ) あらゆる世代の個人、組織等が連携・協力し合う地域防災力向上に関する知識
- (チ) 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件
- イ 啓発の方法
- (ア) 広報あいなんの活用
- (イ) パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- (エ) 映画、資料映像等の利用
- (オ) 講演会、講習会、ワークショップの実施
- (カ) 防災訓練、防災学習会の実施
- (キ) インターネット（ホームページ等）の活用
- (ク) 総合防災マップ等の利用
- (ケ) 視覚的周知
- ・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所（津波一時避難場所）・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じた啓発

町及び教育委員会は、公民館、PTA、女性団体、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識の向上に努める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

また、文化財を津波災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 各種団体を通じた啓発

町は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像等の貸出し等を通じて津波に関する災害知識の普及に努め、各団体構成員の防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、県が実施する事業と連携を図りながら、住民への防災に関する啓発に努める。

第2節 関係機関

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第3節 企業防災の推進

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

各企業は、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など）を十分に認識し、各企業において、災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化の実施や、防災体制の整備、予想被害からの復旧計画の策定や各計画の点検・見直しのほか、防災訓練などの防災活動の推進に努める。

また、企業の防災に関する取組を企業自身が積極的に評価するなど、企業の防災力の向上を図る。

第4節 防災上重要な施設の管理者に対する啓発

危険物を取り扱う防災上重要な施設や不特定多数の者が出入りするスーパー等は、大規模な津波の発生に伴い、広範囲に被害が発生する可能性があり、また、火災やパニックの発生等の危険性が指摘される。

こうした施設の管理者に対する震災と対策に関する知識の普及啓発を図る。

- (1) 地震に対する一般的な知識
- (2) 津波に関する基礎知識
- (3) 施設管理者の責務
- (4) 平常時の各施設の点検及び整備
- (5) 地震時の応急対策
- (6) 避難、誘導及び安全確保

第5節 普及の際の留意点

1 防災マップの活用

現在、町では、総合防災マップ等を作成・配布し、災害危険箇所（土砂災害の危険箇所や南海トラフ地震による津波浸水等）や、指定緊急避難場所、指定避難所等の周知に努めている。

防災マップは、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も必要である。

引き続き、総合防災マップ等の周知や重点ため池における浸水想定区域図の作成に努める。

また、今後の総合防災マップの更新に当たっては、住民も参加する等の工夫を行うことにより、住民の災害からの避難に対する理解の促進を図るよう努めるものとする。

2 津波防災意識の向上

どのような状況であっても、一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施し、津波防災意識の向上に努める。

3 災害教訓の伝承

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3章 自主防災組織の活動

(防災対策課)

津波による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが、津波や防災に関する正しい知識を持ち、家庭、地域、職場等で自ら防災対策を実践するとともに、住民が団結し、組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、地区等を中心とした自主防災組織の活動が極めて重要である。

このため、町は、防災意識の啓発及び防災情報の提供等に努めるとともに、自主防災組織の育成を積極的に促進し、その育成強化を図る。

自主防災組織の活動のうち、自主防災組織の育成強化、自主防災組織の果たすべき役割、自主防災組織と消防団等との連携、事業所等における自主防災活動については、地震災害対策編第2部第3章「自主防災組織の活動」を準用する。

第1節 住民の果たすべき役割

住民は、津波災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、おおむね次のような防災活動及び防災対策を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 津波防災等に関する知識の習得に努める。
- (2) 津波警報等を覚知したときの具体的に取るべき行動に関する知識の習得に努める。
- (3) 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族等との連絡方法を確認する。
- (4) 地域の防災マップや津波避難計画の作成、防災に関する行事に積極的に参加し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- (5) 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策など、家庭での予防・安全対策に努める。
- (6) 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄を行うとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分を非常用持ち出しとする。）また、動物飼養者にとっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- (7) ラジオ等の情報収集の手段を確保しておく。
- (8) 町や地域で行う避難訓練に積極的に参画し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- (9) 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- (10) 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- (11) 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- (12) 避難行動要支援者は、町、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

2 警報発表時の実施事項

- (1) 高台等へ速やかに避難する。
- (2) 地域における相互扶助により、避難行動要支援者の避難行動の支援を行う。
- (3) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

3 避難後の活動

- (1) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (2) 自動車の使用、電話の利用を自粛する。
- (3) 避難場所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難場所が円滑に運営するよう努める。

第2節 自主防災組織の活動

自主防災組織等は、「自分たちの命は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練、防災学習会等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。そのうえで、次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成。
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知。
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化。
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化。
- (5) 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うようなことがないようにルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難支援に対する取組の促進。
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

第3節 地域における自主防災活動の推進

1 地区防災計画

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町に提案する。

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた町は、必要があると認めるときは町地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

2 地域防災力の充実強化に関する計画

町は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、町地域防災計画において、当該町の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4章 事業者の防災対策

(商工観光課、防災対策課)

津波による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、津波発生時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、津波発生時において事業を継続することができる体制を整備するとともに、地域の防災活動に協力することが重要である。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国及び地方公共団体が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

第1節 事業者の果たすべき役割

事業者は、津波災害から身を守る「自助」とともにお互いを助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波災害発生時において、概ね次のような防災措置を行う。

1 平常時の実施事項

- (1) 津波発生時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び津波発生時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- (2) 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- (3) 事業継続計画に基づき、津波発生時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- (4) 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- (5) 津波発生時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所内等に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- (6) 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- (7) 地域の津波防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- (8) 従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- (9) 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- (10) 予想される津波災害に対する復旧計画の策定に努める。
- (11) 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。

2 災害発生時の実施事項

- (1) 来所者、従業員等の安全の確保に努める。
- (2) 地域住民自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- (3) 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- (4) 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

- (5) 事業継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、県や町等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

第2節 災害時事業継続計画

町は、企業が災害の発生時に可能な限り重要な事業を継続させ、早期に操業状況が回復するとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクを回避するための災害時事業継続計画について、町内の企業に策定するよう啓発に努める。

災害時事業継続計画は、事業所の耐震化・耐浪化・耐火性の確保、防災体制の整備、災害種に配慮した対応マニュアルの作成、計画に基づく防災訓練の実施、帰宅困難者対策等があげられる。

1 災害時事業継続計画の策定支援

企業を対象に、企業の事業継続に関して災害時事業継続計画策定の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進する。

2 災害時事業継続計画の事例等の情報提供

町は、先行事例や関係省庁が作成している指針等の情報を提供し、企業の災害時事業継続計画の策定を促す。

第5章 ボランティアの防災対策

(保健福祉課、防災対策課)

地震災害対策編第2部第5章「ボランティアの防災対策」を準用する。

第6章 津波避難訓練の実施

(全部)

津波災害に対して、各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は実地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、愛媛県非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生など地域の実状も考慮しながら、訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

さらに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努めるほか、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。この際、各機関の救援活動等の連帯強化に留意する。

また、訓練後は事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じた改善を行い、次回からの訓練に反映させる。

第1節 防災訓練の実施責務又は協力

- 1 町及び各防災機関は、単独又は他の防災機関等と共同して、必要な防災訓練を行う。
- 2 町及び各防災機関に属する職員及び従業員は、防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加する。
- 3 住民その他関係団体は、町及び各防災機関が行う防災訓練に協力する。

第2節 防災訓練の種別

町及び各防災機関が実施する訓練は、次のとおりである。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	隔年	風水害、火災、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	防災関係機関（地域住民を含む）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフ地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	関係市町消防職団員
通信連絡訓練	〃	予警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達、非常用電源設備を用いた訓練	県、県警、市町、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者の非常招集	県、県警、市町
水防訓練	〃	各種水防工法の実施訓練	国、県、市町等
水防演習	4年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、市町、自衛隊、消防機関、防災関係機関

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市町
消防団教養訓練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	〃	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防機関、関係事業所
毒物劇物等事故処理訓練	〃	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警、消防機関、関係製造所、関係運送業者
避難訓練	〃	町地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	町、学校、事業所
海上保安訓練	〃	海上保安庁防災業務計画による関係機関による救難訓練	海上保安庁、県、県警、自衛隊、漁業関係者、防災関係機関

第3節 各種訓練への協力

町は、国、県、他の市町等が実施する訓練に対し、要請により参加し、関係機関との連携強化に努める。

第4節 町の活動

震災時には、情報の収集・伝達、住民の避難、救出救護をはじめとする広範な対策の的確・迅速な実施が同時に要求される。訓練に当たっては、次の点に重点をおくとともに、総合防災マップ、海拔表示標識や津波避難ビル等を活用した津波からの避難、災害時要援護者に対する救出・救助、一般避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等による津波災害の態様等を十分に考慮し、実状に合ったものとする。地域住民をはじめ、防災関係機関の参加及び協力を得るとともに、学校、事業所とも連携を図りながら、総合防災訓練を実施する。

総合防災訓練は、主に次の内容を実施する。

- (1) 職員の安否確認・動員及び災害対策本部設置運営訓練
- (2) 津波情報、その他防災上必要な情報の収集及び伝達
- (3) 災害発生時の広報
- (4) 災害発生時の避難誘導、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定
- (5) 食料、飲料水、医療その他の救援活動
- (6) 避難所運営
- (7) 消防、水防活動
- (8) 救出・救助
- (9) 道路等啓開
- (10) 応急復旧

第5節 訓練実施の留意点

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫するものとする。

第7章 業務継続計画の策定

(総務課、防災対策課)

地震災害対策編第2部第7章「業務継続計画の策定」を準用する。

第8章 津波災害予防対策

(総務課、水産課、建設課、防災対策課、庶務課、消防署)

町は、県の被害想定を踏まえつつ、海岸保全施設等の整備、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等に取り組み、津波災害予防対策を推進する。

第1節 津波に強い地域の形成

町は、県の津波浸水想定を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちの形成

- ア 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画
- イ できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保
- ウ 建築物や公共施設の耐浪化等
- エ 必要に応じて、住民等の参加の下に高台移転を含めた総合的な市街地整備の検討

(2) 津波防災の観点からの地域づくり

津波対策の実効性を高めるため、地域防災計画や都市計画等の計画相互の有機的な連携を図り、関係部局による協働での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

(3) 津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）の作成

- ア 町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。
- イ 津波災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。
- ウ 津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について町地域防災計画に定める時は、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。
- エ 町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。
- オ 町域に津波災害警戒区域が指定された場合は、町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第2節 海岸保全施設等の整備

海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

- (1) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防風林、盛土構造物・護岸・胸壁・閘門等津波防護施設の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (2) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (3) 海岸保全施設等の整備に当っては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分に発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- (4) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、これらの海岸保全施設等の整備に当たっては、景観や周辺環境等に大きな影響を与えることが想定されることから、関係機関と連携を図りながら、地域住民等の合意形成に配慮しながら進めることとする。

第3節 避難関連施設の整備

町は、県の被害想定結果を踏まえながら、避難関連施設の整備を進める。

1 指定緊急避難場所

町は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所（津波一時避難場所）の整備を行う。

- (1) 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。
- (2) 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。
- (3) 津波や火災等により、指定緊急避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。
- (4) さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。
- (5) (1) の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

2 津波避難ビル等の整備・指定

町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

3 避難路の確保

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

- (1) 整備にあたっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。
- (2) 避難路の整備にあたっては、以下のことを十分考慮するものとする。
 - ア 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等に配慮する。
 - イ 避難路沿いに建物の密集地やがけ崩れ等の危険箇所があり避難路が閉塞する可能性がある場合は、広幅員の避難路整備や複数の経路の確保に努める。あわせて、沿道の対策についても検討を行う。
 - ウ 指定緊急避難場所等が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回する必要があることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は、避難時の支障になりうることについて、住民への周知に努める。

第4節 公共施設等の津波避難対策

町は、県の被害想定結果を踏まえながら、公共施設等の津波対策を進める。

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

- ア 建築物の耐浪化
- イ 非常用電源の設置場所の工夫
- ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

第5節 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関係機関との協力のもと、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

第6節 危険物等施設の安全確保

町及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的实施等を促進する。

第7節 文化財の保護

文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、必要な次の措置を講じるものとし、町教育委員会は、所有者等に対して適切な助言指導を行う。

(1) 避難方法・避難場所の設定

(2) 耐水性のある収蔵庫の整備

(3) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

第9章 津波避難体制の整備

(全部)

様々な環境下にある住民や職員等に対して、津波警報等を確実に伝えるための伝達体制の整備に努めるとともに、津波警戒や避難場所・避難路等の周知に努める。

第1節 伝達体制の整備

- 1 町は、様々な環境下にある住民や職員等に対して、津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線及びIP告知端末機、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、登録制メール、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。
- 2 町は、津波警報、避難勧告・避難指示（緊急）等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。
- 3 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報や避難勧告・避難指示（緊急）等の発表・発令・伝達体制を整える。
- 4 港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び町との情報の共有化を図る。
- 5 町は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災行政無線及びIP告知端末機の整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。
- 6 地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報等や避難指示（緊急）等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定にあたっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。
- 7 町は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）等を発令することを基本とした具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、町による発令基準の策定や見直しを支援する。また、町は避難勧告等を行う際に、国または県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- 8 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

第2節 津波警戒等の周知徹底

町は、住民等に対して、地区が実施する津波避難訓練や広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について、広く周知啓発する。

- 1 津波浸水想定地域の住民に対しては、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、町からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、津波一時避難場所又は津波避難ビル、高台等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。
- 2 町は、県と連携を図りながら、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤への避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。
- 3 防災行政無線及びIP告知端末機による津波に関する関連情報及び避難勧告・指示等の放送やテレビ、ラジオ等を通じて正しい情報を入手する。
- 4 地震を感じなくても、津波警報が発表されたら、津波浸水想定区域の危険な区域にいる住民は、すぐ避難する。
- 5 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので、行わない。
- 6 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報及び注意報の解除まで気をゆるめない。

第3節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の災害の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、確保する。

また、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と、避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報の共有を図る。

町が県管理都市公園を避難場所、避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載する。

さらに、町はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、総合防災マップ等を活用し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。

なお、要配慮者に配慮し、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

1 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、災害の想定等によっては、必要に応じて近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

- (1) 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。
- (2) 被災が想定されない安全区域内に立地していること。
- (3) 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。
- (4) 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。
- (5) 地区分けをする場合は、地区や自治会等の単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

2 指定避難所

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、概ね次のとおりである。

なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。

さらに、本町の指定避難所は、休校・廃校となった学校施設等もあることから、現況の利用状況を踏まえて、指定避難所としての利用可能性の確認や利用方法の明確化等に努める。あわせて、各指定避難所における運営マニュアルの策定等を通じて、適正な収容人員等の確認を行う。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は、1名につき2㎡以上を目安とする。
- (2) 速やかに被災者等を受け入れ、生活必需品を配布することが可能な構造又は施設を有すること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。
- (4) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (5) なるべく被災地に近く、かつ集団的に被災者等を受入れできること。

3 福祉避難所

要配慮者が、相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を備えた福祉避難所の確保に努めるとともに、福祉避難所開設・運営マニュアルに基づき福祉避難所の運営体制の充実を図る。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造を備え、物理的障壁の除去（バリアフリー化）された社会福祉施設とし、「災害発生時における福祉避難所の指定及び設置運営に関する協定」の締結を行い、その所在や避難方法を要配慮者を含む地域住民に対し周知するとともに、福祉関係者の十分な理解を図る。

また、大規模災害時には、あらかじめ指定した福祉避難所のみでは量的に不足することが想定されることから、町内の社会福祉施設を管理運営する一部事務組合や社会福祉法人等との連携の下、要配慮者等の受入れ体制の強化や施設利用に関する協定の締結等を促進する。

なお、福祉避難所の設置に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 福祉避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援を行う。
- (2) 福祉避難所において相談等に当たる職員は、避難者の生活状況等を把握し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣等、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう配慮する。
- (3) 常時の介護や治療が必要となった者については、速やかに特別養護老人ホーム等への入所や病院等への入院手続きをとることができるように、あらかじめ関係機関と連絡調整を図る。
- (4) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短期間とすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、早期退所が図られるように努める。

第4節 指定避難所の設備及び資機材の配備

町は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮のうえ、指定避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき速やかに配備できるよう準備する。

- (1) 衛星携帯電話・無線LAN、西日本電信電話株式会社事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備
- (2) 放送設備
- (3) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (4) テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器
- (5) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (6) 給水用機材
- (7) 救護施設及び医療資機材
- (8) 物資の集積所
- (9) 仮設の小屋又はテント
- (10) 仮設トイレ又はマンホールトイレ
- (11) 防疫用資機材
- (12) 清掃用資機材
- (13) 工具類
- (14) 非常電源
- (15) 日用品
- (16) 備蓄食料及び飲料水
- (17) その他、粉ミルクや紙おむつ、生理用品等

第5節 指定緊急避難所等の周知

町は、指定緊急避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港、道路等の管理者と協議して、海拔表示標識や指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。
- (2) 突発地震への備えや高台のない市街地等の避難対策として、建物所有者の協力を得て津波避難ビルの確保に努める。
- (3) 津波危険予測図等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。
- (4) 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。
- (5) 避難行動要支援者支援台帳の整備を進めるとともに、早急な避難が必要な津波避難対策として、避難行動要支援者一人ひとりの災害時支援プランを策定する。
- (6) 町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、マニュアルを策定するよう努める。
- (7) 町は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

第6節 津波からの防護・避難のための施設の整備

町内には、県及び町が管理者となる水門、樋門及び陸閘があり、それぞれの管理者において、これらの施設の管理及び点検を行っており、津波災害の被害軽減に向け、適切な措置を行う。

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに町は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。町が管理する漁港海岸における陸閘等については、「愛南町管理漁港海岸陸閘等操作規則（案）」に基づき、適切な操作及び操作に従事する者の安全確保を図り、津波や高潮等による被害の発生を防止する。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

- 2 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに町は、必要に応じ次の事項について別に定め、各種整備を行うものとする。

- (1) 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画
愛媛県河川堤防等点検マニュアル
愛媛県河川用機械設備点検マニュアル
海岸保全施設維持・管理マニュアル
愛媛県水門・樋門・陸閘定期点検マニュアル
- (2) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
愛媛県海岸保全基本計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
愛媛県水防計画
愛南町管理漁港海岸陸閘等操作規則（案）
- (4) 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画
- (5) 同報無線の整備等の方針・計画

- 3 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の一時避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。
- 4 県管理都市公園の管理者は、町が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整備に努める。
- 5 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

(1) 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

(2) 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発表時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

(3) 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

(4) 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

第7節 住民等の避難誘導體制

町は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、津波による浸水想定区域、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、住民等の避難誘導體制の周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実に努めるとともに、指定緊急避難場所(津波避難ビル等を含む)や避難路・避難階段の整備・確保などを図り、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

1 避難は基本的に徒歩とする

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、基本的には徒歩とする。このため、町は、自動車免許保有者に対する継続的な啓発を行う。

ただし、避難困難地域や避難行動要支援者の支援に当たり、徒歩での避難が困難な場合は、町や自主防災組織等での車避難のルールづくりを検討する。

2 避難誘導・支援に当たる者の安全確保

町は、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、これらの者の避難に要する時間に配慮した上で、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

3 避難行動要支援者の適切な避難誘導

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者、外国人、旅行者等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、個別支援プランの策定による避難誘導体制の整備に努める。

4 避難行動要支援者の支援方策の検討

町は、避難行動要支援者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

第8節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等を図るとともに、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 消防団の充実

町は、消防団への加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第9節 交通対策

1 道路

県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用することが想定される区間についての交通規制の内容をあらかじめ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

県警察は、災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

また、災害時における交通誘導及び地域の安全確保等については「災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定」に基づき、(一社)愛媛県警備業協会の協力を得ながら実施する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

2 海上

第六管区海上保安本部（宇和島海上保安部）及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を講じる。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するために必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じるとともに、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

さらに、津波時の放置艇の流出による被害、油の流出、背後住居への二次被害等の防止に向け、関係機関の連携の下、放置艇対策を推進する。

第10節 町が管理又は運営する施設に関する津波対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 津波一時避難場所や避難経路、避難対象地域、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 飲料水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線及びIP告知端末機、テレビ・ラジオ、インターネットなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

ア 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

- ・当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
- ・当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設等にあつては、重度障がい者、高齢者等の移動が不可能又は困難な者の安全の確保のために必要な措置

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 町災害対策本部又は現地対策本部が設置される庁舎等の管理者は、本節1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。また、町災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 町地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断する。

第11節 避難所運営マニュアルの策定

町は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、指定避難所ごとの個別の避難所運営マニュアルを策定するよう努める。

避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心として行うことを基本とし、マニュアルの策定に、自主防災組織や地域住民、施設の管理者等の参画を促すよう努める。

また、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

第10章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

(防災対策課)

第1節 南海トラフ地震に関連する情報への対応

1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、または調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」または「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内^{*1}でマグニチュード6.8以上^{*2}の地震^{*3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none"> ○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{*4}8.0以上の地震が発生したと評価した場合（半割れケース）

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	○監視領域内 ^{※1} において、モーメントマグニチュード ^{※4} 7.0 以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）（一部割れケース） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合（ゆっくりすべりケース）
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び同（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1 南海トラフの想定震源域内及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲を指す。
- ※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、災害対策本部事務局長は、速やかに災害対策本部又は災害警戒本部の体制に移行できるよう、各対策部に対する連絡等、所要の準備を始める。
- (2) 情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、本編第3部第1章「応急措置の概要」、第3部第4章第2節「地震関連情報の収集、伝達」に準ずる。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。
- また、1週間経過後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。
- なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。
- (2) 災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、各対策部による今後の取組を確認するとともに、町民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

町民に呼びかける今後の備えの例は次のとおり。

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認 等

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

4 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

（1）地域住民等の避難行動等

ア 国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、町があらかじめ定めた地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限って後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定める。

イ 後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。

ウ 町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

エ 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難する。

オ 町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

- カ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。
- (2) 避難所の運営
- 町における、避難後の救護の内容については、本編第3部第7章第5節「指定避難所等の運営」による。

6 消防機関等の活動

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保
- (2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。

7 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
- 町は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。
- (2) 電気
- 電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。
- (3) ガス
- ア ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。
- イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。
- (4) 通信
- 通信事業者は、必要な通信を供給する体制を確保するものとする。
- (5) 放送
- 放送事業者は、被害状況及び南海トラフ地震臨時情報等に関する正確かつ迅速な報道を行うための体制を確保するものとする。

8 金融

金融機関は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置とする。

9 交通

- (1) 道路
- ア 町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。
- イ 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知する。
- (2) 海上
- ア 宇和島海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。

10 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ロ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(ハ) 出火防止措置

(ニ) 水、食料等の備蓄

(ホ) 消防用設備の点検、整備

(ヘ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

(コ) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(ロ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(ハ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項

① 児童生徒等に対する保護の方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(ニ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項

① 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
 - (イ) 無線通信機等通信手段の確保
 - (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (3) 工事中の建築物等に対する措置
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置を講じるものとする。

11 滞留旅客等に対する措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行うものとする。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行うものとする。

なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行するものとする。

- (2) 災害対策本部会議または災害警戒本部会議において、各対策部による今後の取組を確認するとともに、町民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

町民に呼びかける今後の備えの例は次のとおり。

- ・家具の固定
- ・避難場所及び避難経路の確認
- ・家族との安否確認手段の取決め
- ・家庭における備蓄の確認等

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、災害対策本部事務局長は、所要の準備を終了し、各対策部にその旨を連絡するものとする。

第11章 緊急物資確保対策

(町民課、水道課、各支所、防災対策課)

地震災害対策編第2部第14章「緊急物資確保対策」を準用する。

第12章 医療救護体制の整備

(保健福祉課、高齢者支援課、国保一本松病院、庶務課、消防署)

地震災害対策編第2部第15章「医療救護体制の整備」を準用する。

第13章 防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備

(保健福祉課、環境衛生課、防災対策課)

地震災害対策編第2部第16章「防疫・衛生、保健衛生活動体制の整備」を準用する。

第14章 要配慮者の支援対策

(保健福祉課、高齢者支援課、防災対策課)

地震災害対策編第2部第17章「要配慮者の支援対策」を準用する。

第15章 帰宅困難者の支援対策

(総務課、防災対策課)

地震災害対策編第2部第18章「帰宅困難者の支援対策」を準用する。

第16章 広域応援体制の整備

(総務課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第2部第19章「広域応援体制の整備」を準用する。

第17章 通信施設の災害予防対策

(総務課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第2部第20章「通信施設の災害予防対策」を準用する。

第18章 公共土木施設等の災害予防対策

(総務課、農林課、水産課、建設課、防災対策課、生涯学習課)

地震災害対策編第2部第22章「公共土木施設等の災害予防対策」を準用する。

第19章 危険物施設等災害予防対策

(庶務課、消防署)

地震災害対策編第2部第23章「危険物施設等災害予防対策」を準用する。

第20章 孤立対策計画

(建設課、防災対策課、庶務課・消防署)

地震災害対策編第2部第24章「孤立対策計画」を準用する。

第21章 災害復旧・復興への備え

(全部)

第1節 平常時からの備え

町及び防災関係機関は、県、国、他の地方公共団体等や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

さらに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

第2節 複合災害への備え

町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さらに、様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害廃棄物の発生への対応

町は、災害により発生した廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、速やかな復旧・復興を進めるための対応、手順等の必要事項を示した「愛南町災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理体制の強化に努める。

そのため、津波による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な広さの仮置場・処分場の確保に努める。

また、町は、県内で一定程度の余裕を持った処理能力施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

第4節 各種データの整備保全

町は、復興の円滑化のため、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

また、各種情報システムについて、津波災害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置を行う。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第5節 保険・共済の活用

保険・共済は、災害による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努める。

第6節 罹災証明書交付体制の整備

1 交付体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、被害の調査に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

また、県と連携を図りながら、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用を図る。

2 交付状況の把握、課題共有等に関する体制の整備

対応する職員によって調査・判定方法にばらつきが生じることがないように、平時から県が開催する研修会等への参加等に努める。

また、被害が複数の市町にわたる災害が発生した際に、県と連携を図りながら、被災市町間での課題の共有や、対応の検討について調整を図る体制の整備に努める。

第7節 復興事前準備の実施

県及び町は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第8節 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第3部 津波災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には町があたり、広域にわたり総合的な処理を必要とするものは県があたる。

津波災害は、「避難」を中心とした対応により、被害の発生を極力減少させることができるなど、他の災害と応急対策が異なるため、その応急対策の基本方針を次のとおり定める。

第1章 災害発生直前の対策

(全部)

第1節 津波警報等の伝達

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携の下、迅速かつ的確に伝達する。

1 地震及び津波関連情報の収集

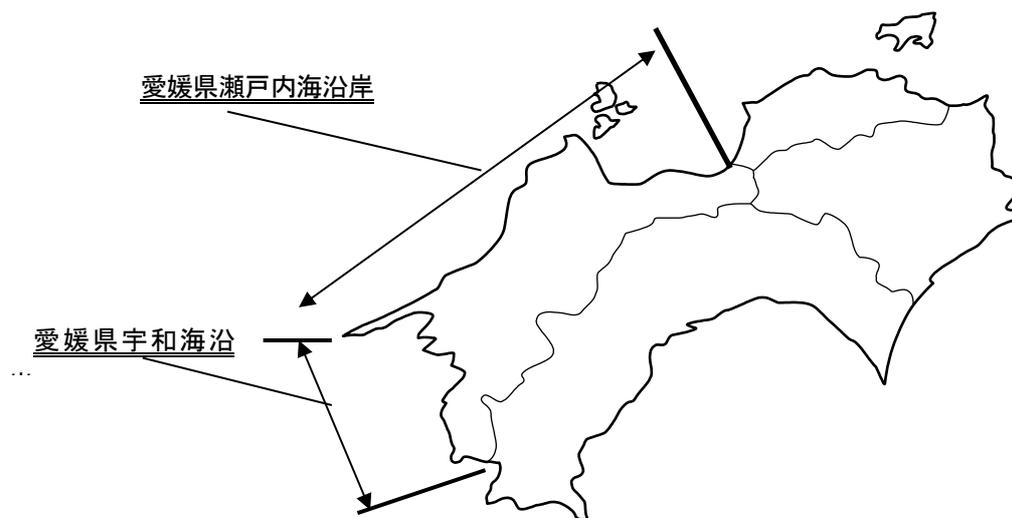
気象庁からの地震及び津波に関する情報は、県等を通じて町に伝達される。情報の流れ及び伝達系統は、別表2のとおりである。

(1) 津波警報等の伝達

地震が発生し、次の事項に該当する場合に、松山地方気象台は、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を関係機関へ伝達する。なお、大津波警報については特別警報に位置づけられる。

ア 下の図に示す津波予報区（本町は愛媛県宇和海沿岸）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合

■ 津波予報区



イ 県内で震度1以上を観測した場合

ウ 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合

エ その他必要と認める場合

(2) 情報の種類及び内容

気象庁（松山地方气象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、震度速報、震源に関する情報、震源・震度に関する情報、各地の震度に関する情報及び地震解説資料である。

(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、津波予報の種類及び内容は、次による。

種類		内容
大津波警報 津波警報 津波注意報		津波による被害が発生するおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震 ^{※1} については最速2分程度）を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報を発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。
	各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。 ^{※2}
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。 ^{※3}
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

※1：日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

※2：津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

■最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

※3：沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができて他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

■最大波の観測値及び推定値の発表内容 (沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

(イ) 地震発生後、津波による被害が発生するおそれがある場合に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。続いて、これに関連する情報を「津波情報」として発表する。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記なし)

※4：「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(ウ) 地震発生後、津波による災害のおそれがない場合には、以下の内容で津波予報を発表する。

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した場合は地震動特別警報と位置付けられる。

【資料編：2-2 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報、地震情報等の種類と内容
(松山地方気象台)】

2 町の活動

(1) 津波に対する措置

ア 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されたとき

ただちに避難行動の対象者となる住民、漁協、港湾関係者等及び海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対して、あらゆる手段をもって避難指示（緊急）を伝達する等必要な措置をとる。

イ 到達までに相当に時間のある津波の危険性があるとき

「遠地震に関する情報」等の情報収集に努め、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の発令を検討する。

ウ 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

危険な地域からの一刻も早い避難行動が必要であることから、避難の対象とする地域に対して、避難指示（緊急）を発令する。

(2) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される地震に関する情報等は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災行政無線及びIP告知端末機、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車等の多様な手段を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

第2節 避難指示（緊急）

町長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

- (1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が出された時は、即座に避難指示（緊急）を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を発令する。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- (3) 津波は、津波浸水深が1.5～2.0mであっても、木造家屋の倒壊・流失があること、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波の勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広がる場合もあることから、避難指示（緊急）の発令対象とする全ての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則とする。

- (4) 津波警報、避難指示（緊急）等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線及びIP告知端末機、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、登録制メール、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段の活用を図る。
- (5) 地震発生時に町長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示（緊急）を発令する。
- (6) 地域ごとの「津波避難計画」を策定する。

第2章 活動体制

(全部)

町域に大規模な津波災害が発生したとき又は発生するおそれがある場合には、「災害対策本部設置・運営マニュアル」に基づき、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、相互に緊密な連携を図りながら応急対策を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

第1節 配備動員体制

1 第1配備（事前配備）

(1) 基準

- ア 町域に、震度3の地震が発生したとき。
- イ 愛媛県宇和海沿岸に、津波注意報が発表されたとき。
- ウ 遠地地震に伴う津波注意報が発表された場合、情報収集の結果に基づき、必要と判断されたとき。

(2) 内容

少人員による情報収集活動及び警戒に当たる配備

(3) 要員

消防本部職員

2 第2配備（警戒配備）

(1) 基準

- ア 町域に、震度4の地震が発生したとき。
- イ 町域に、比較的軽微な規模の地震災害が発生したとき。
- ウ 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす地震災害が発生するおそれのあるとき。
- エ その他の状況により、町長が必要と認めるとき。

(2) 内容

情報を収集し、講ずべき防災の手段等警戒体制をとるとともに、軽微な規模の地震災害に対処し、地震災害の拡大を防止する配備

(3) 要員

- ア 消防本部職員
- イ 部長又は副部長
- ウ 対策部が必要とする班長、本部連絡員及び部員

(4) 本部体制

災害警戒本部を設置する。

3 第3配備

(1) 基準

- ア 町域に、震度5弱又は5強の地震が発生したとき。
- イ 愛媛県宇和海沿岸に、津波警報が発表されたとき。

ウ 町域に、住民の生命及び身体に危険を及ぼす地震災害が発生したとき又は大規模な地震災害が発生するおそれがあるとき。

エ その他の状況により、町長が必要と認めるとき。

(2) 内容

災害情報の収集に努め、必要な応急対策を実施し、事態の推移に伴い、必要な関係機関の応援を要請する配備

(3) 要員

ア 全消防職員

イ 部長

ウ 副部長

エ 対策部が必要とする班長、本部連絡員及び部員

(4) 本部体制

災害対策本部を設置する。

4 第4配備

(1) 基準

ア 町域に、震度6弱以上の地震が発生したとき。

イ 愛媛県宇和海沿岸に、特別警報（大津波警報）が発表されたとき。

ウ 町域に、広範囲にわたる大規模地震災害が発生したとき又は大規模地震災害の発生する事態が切迫しているとき。

エ その他の状況により、町長が必要と認めるとき。

(2) 内容

大規模地震災害に対し、町の全機能を挙げて対処するとともに、関係機関の応援を要請する配備

(3) 要員

全職員

(4) 本部体制

災害対策本部を設置する。

第2節 災害警戒本部

1 災害警戒本部の組織及び編成

災害対策本部設置前においても、常に地震及び津波関連情報に注意し、比較的軽微な地震災害が発生したとき又は住民の生命及び身体に危険を及ぼす地震災害が発生するおそれがあるときは、次により、災害警戒本部の体制を整える。

(1) 基準

第2配備が発令されたとき。

(2) 組織及び運営

災害警戒本部の組織及び事務分掌等は、災害対策本部の組織及び事務分掌等を準用する。

(3) 廃止基準

ア 町災害対策本部が設置されたとき。

イ 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。

ウ 災害が発生するおそれなくなったとき。

第3節 災害対策本部

町域に住民の生命及び身体に危険を及ぼす地震災害が発生したとき又は大規模な地震災害が発生するおそれが生じた場合において、その対策を総合的かつ迅速に行うために必要と認めるときは、『災害対策基本法』及び『愛南町災害対策本部条例』並びに『愛南町災害対策本部規程』に定めるところにより、直ちに災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 設置基準

第2配備、第3配備及び第4配備が発令されたとき。

(2) 廃止基準

町長が、災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止の通知等

ア 設置の通知等

町長は、災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県知事、愛南町防災会議構成機関及びその他関係機関に報告、通知及び公表する。

イ 廃止の通知等

町長は、災害対策本部を廃止したときは、設置したときに準じて行う。

(4) 設置の場所

災害対策本部の設置場所は、原則として愛南町役場（本庁舎）に設置する。

ただし、災害の状況等によっては、愛南町消防本部庁舎内、その他町長が決定する施設に代替場所を選定する。

2 災害対策本部の組織及び運営

(1) 災害対策本部長は町長とする。町長不在及び連絡が取れない場合の意思決定者は、次の順位のとおりとする。

ア 第1順位 災害対策副本部長（副町長）

イ 第2順位 災害対策副本部長（消防長）

ウ 第3順位 災害対策本部事務局長（防災対策課長）

エ 第4順位 総務対策部長（総務課長）

オ 第5順位 総務対策副本部長（企画財政課長）

(2) 災害対策本部の組織及び事務分掌

災害対策本部は、災害対策本部長の総括の下に、災害対策副本部長及び災害対策本部員を置く。

ア 災害対策副本部長には、副町長及び消防長をもって充てる。

イ 災害対策本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(ア) 総務課長

(イ) 建設課長

(ウ) 保健福祉課長

(エ) 環境衛生課長

- (オ) 学校教育課長
- (カ) 消防庶務課長
- (キ) 内海支所長
- (ク) 御荘支所長
- (ケ) 一本松支所長
- (コ) 西海支所長
- (サ) 上記に掲げるもののほか、災害対策本部長が指名する者

ウ 災害対策本部に、別表第1に掲げる対策部を置く。

エ 対策部の事務を分掌するために、別表第2に掲げる班を置く。

(3) 災害対策本部会議

災害対策本部会議は、災害対策の総合的な基本方針を協議するため、災害対策本部長が招集する。

ア 災害対策本部会議の構成

災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部員及び災害対策本部長が必要と認める班長その他対策部の部員を構成員とする。

イ 協議事項

- (ア) 災害の応急対策及び緊急復旧に関すること。
- (イ) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (ウ) 自衛隊、海上保安部、県、他市町及び公共機関への応援の要請に関すること。
- (エ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示
- (オ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (カ) 災害対策本部の配備体制の切替え及び解散に関すること。
- (キ) その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 事務局

ア 災害対策本部に、別表第1に掲げる事務局を置く。

イ 事務局は、別表第2に掲げる事務を分掌する。

(5) 本部連絡員

ア 災害対策本部に、本部連絡員を置く。

イ 本部連絡員は、災害対策本部長の指示、命令等を所属の対策部に伝達するとともに、対策部所管の被害状況、応急対策の実施状況その他災害活動に必要な情報を取りまとめて災害対策本部との連絡に当たるものとする。

ウ 本部連絡員は、対策部長が所属部員の中から指名する。

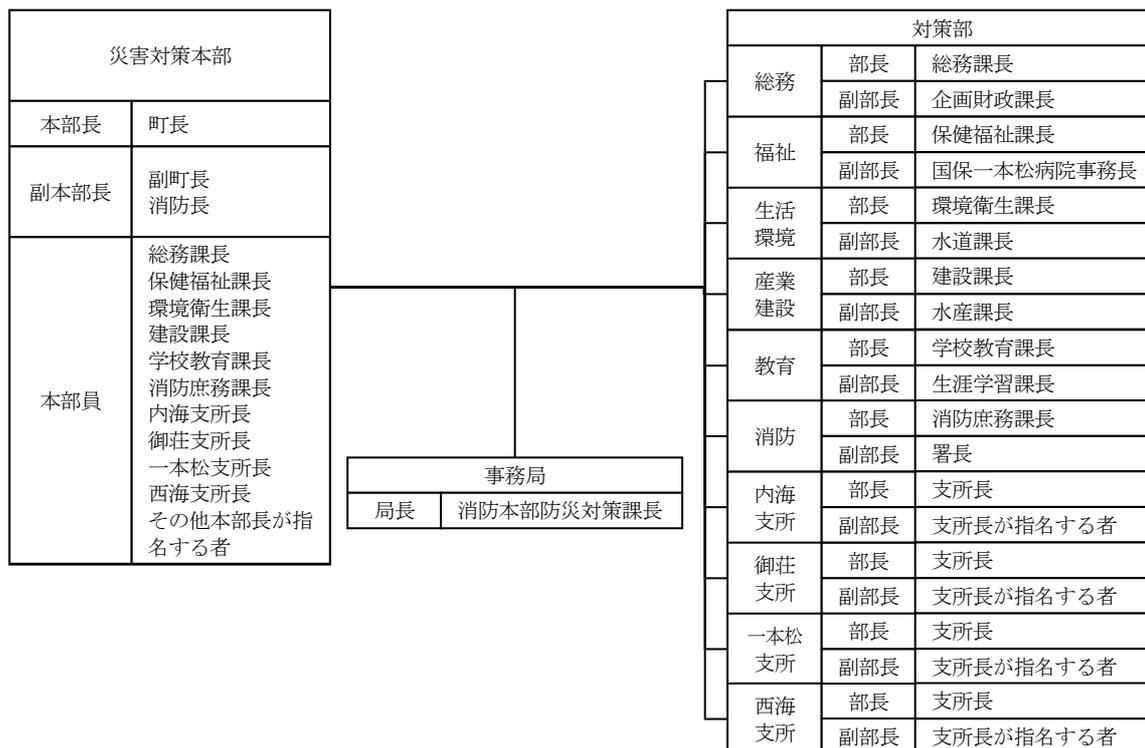
(6) 現地災害対策本部

ア 災害対策本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 現地災害対策本部長は、あらかじめ災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理し、所属の部員を指揮監督する。

別表第1 災害対策本部体制図



別表第2 事務局及び各対策部の所管事務

名称	班名	所管事務
対策部に共通するもの		1 対策部の災害応急対策マニュアルの策定に関すること。 2 事務局及び他対策部の連絡調整に関すること。 3 部員の動員計画に関すること。 4 所管する施設の災害予防及び災害復旧対策の取りまとめに関すること。 5 所管する業務に関連する事項の警戒パトロールに関すること。 6 所管する業務に関連する事項の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 7 本部長の特命事項にすること。 8 他の対策部の応援及び協力に関すること。
事務局		1 災害状況の把握に関すること。 2 応急対応に係る指示及び命令に関すること。 3 災害対策本部の総合調整に関すること。 4 災害対策本部事務局の開設及び運営に関すること。 5 災害情報の収集及び検討に関すること。 6 気象情報等の收受伝達に関すること。 7 災害情報及び気象情報の取りまとめに関すること。 8 避難に関すること。 9 罹災証明に関すること。 10 被害情報の集計に関すること。 11 県、国等への報告に関すること。 12 災害広報全般に関すること。 13 被害情報等の受理及び応急対応の検討に関すること。 14 対策部の対応状況の把握に関すること。 15 災害対策本部の指示・命令の徹底に関すること。 16 防災行政無線の管理及び運営に関すること。 18 本部長の特命事項に関すること。

名称	班名	所管事務
総務対策部	総務班	1 被災地及び避難場所・避難所の安全対策に関すること。 2 住民への災害情報の提供及び報道機関への情報の提供に関すること。 3 時間外勤務に関すること。 4 電話等通信手段の確保及び配備に関すること。 5 公用負担に関すること。 6 公務災害補償に関すること。 7 被災職員の把握に関すること。 8 災害対策本部の給食に関すること。 9 災害の記録及び撮影に関すること。 10 災害対策本部等の庶務に関すること。 11 公共交通、電気及び電話の被害状況及び復旧情報の把握に関すること。 12 その他他の対策部に属さない事項に関すること。
	管財班	1 町有財産の緊急使用に関すること。 2 緊急輸送用町有車両の確保及び配車計画に関すること。 3 庁舎の安全確保及び管理に関すること。 4 応急対策用資機材の調達及び輸送に関すること。 5 自衛隊派遣部隊の受け入れに関すること。
	町民班	1 災害に関する住民の相談に関すること。 2 罹災者の把握に関すること。 3 罹災者の安否問い合わせに関すること。 4 住宅被害調査に関すること。 5 救援物資の仕分け及び配布に関すること。 6 炊き出しの実施に関すること。 7 生活物資、食料、飲料水等備蓄物資の配布に関すること。
	支援班	1 一般被害の調査及び情報収集に関すること。 2 災害情報の受理及び伝達に関すること。 3 災害財政計画に関すること。 4 支所対策部の応援に関すること。 5 議会との連絡調整に関すること。 6 災害見舞い及び視察に関すること。 7 義援金及び見舞金の出納に関すること。 8 救援用物資の出納に関すること。
福祉対策部	福祉班	1 所管する施設入所者の避難誘導等安全の確保及び健康管理に関すること。 2 要配慮者支援対策に関すること。 3 避難生活が困難な要配慮者等の緊急施設入所に関すること。 4 保育園児の避難及び応急保育に関すること。 5 福祉団体との連絡調整及び協力要請に関すること。 6 町災害時ボランティアセンターの開設及び運営に関すること。 7 医療機関との連絡調整に関すること。 8 救護所の開設に関すること。 9 被災者の健康管理等に関すること。 10 防疫に関すること。 11 災害見舞金に関すること。
	医療班	1 医療に関すること。 2 救護班の編成及び救護活動に関すること。 3 緊急医薬品、衛生材料等の確保に関すること。

名称	班名	所管事務
生活環境 対策部	環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の仮置場の設置、処理等に関する事。 2 仮設トイレの設置、し尿の収集処理等に関する事。 3 遺体収容所の開設及び埋火葬に関する事。 4 獣畜の死がい処理に関する事。 5 犬、猫等愛がん動物の管理に関する事。
	給水班	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び応急給水の供給に関する事。 2 町管工事協同組合等関係機関への応援要請に関する事。 3 水質検査及び水質の保全に関する事。
産業建設 対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の住宅の確保に関する事。 2 応急仮設住宅の建設に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 町道等の被害拡大防止に関する事。 5 愛南土木事務所等関係機関との連絡調整に関する事。 6 一般社団法人愛媛県建設業協会南宇和支部等との連絡調整及び協力要請に関する事。 7 応急対策の実施による交通の確保に関する事。 8 急傾斜地の崩壊対策に関する事。
	農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、林地、農林道及び農林業施設の被害拡大防止に関する事。 2 農林業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 家畜伝染病の予防対策に関する事。
	水産班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産関係の被害拡大防止に関する事。 2 水産業団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 3 海上障害物の除去及び漂流物の処理に関する事。 4 海難事故の連絡及び船舶の停泊及び避難に関する事。 5 流出油の防除に関する事。
	商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光施設等の被害拡大防止に関する事。 2 商工観光団体との連絡調整に関する事。 3 観光客等の被害状況の把握に関する事。 4 町有船舶による海上輸送に関する事。
教育対策部	教育班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒及び園児の避難に関する事。 2 罹災児童、罹災生徒及び罹災園児の救護に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 応急教育に関する事。 5 応急給食の実施に関する事。 6 休校及び休園の措置に関する事。 7 社会教育団体との連絡調整及び協力要請に関する事。 8 文化財の被害状況の把握及び応急対策に関する事。 9 避難者への炊き出しの協力に関する事。
消防対策部	消防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害危険区域等の巡視、警戒及び応急対策に関する事。 2 災害情報、被害情報、気象情報等の收受及び報告に関する事。 3 災害の警戒及び防ぎょ活動に関する事。 4 消火活動に関する事。 5 人命救助及び救急活動に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 避難に関する事。 8 防災資機材、食料等の調達及び輸送に関する事。 9 車両による災害広報に関する事。 10 消防職員及び消防団員の動員及び配備計画に関する事。 11 消防団員の災害現場活動に関する事。 12 消防防災関係機関への協力要請に関する事。 13 自主防災組織との連携に関する事。 14 消防団員の公務災害補償に関する事。 15 危険物の保安に関する事。 16 消防応援に関する事。 17 その他災害対策活動に関する事。

名称	班名	所管事務
支所対策部	支所班	1 支所管内の災害情報、被害情報、気象情報等の收受及び報告に関すること。 2 支所管内の住民への災害情報の提供に関すること。 3 避難所との連絡調整に関すること。 4 避難者の搬送に関すること。 5 避難誘導に関すること。 6 災害の電話応接及び窓口相談に関すること。 7 被災職員の把握に関すること。 8 関係機関等への連絡及び協力要請に関すること。 9 支所の管轄地域の消防団との連携に関すること。 10 自主防災組織との連携に関すること。 11 炊き出しに関すること。 12 支所避難所の開設及び運営に関すること。 13 他対策部との連携に関すること。 14 その他支所管内の災害対策活動に関すること。

第4節 動員計画

津波災害の発生と拡大を防止するため、職員の動員体制については次のとおりとする。

1 動員

(1) 動員の指示

- ア 事務局長は、地震・津波関連情報及び町域に発生した地震災害情報、津波災害が発生するおそれがある情報を入手した場合は、直ちに町長、副町長、消防長に連絡する。
- イ 町長は、地震及び津波関連情報の発表状況や被害状況等により、災害警戒本部及び災害対策本部の設置が必要であると認めるときは、必要な配備を指示する。
- ウ 配備の指示を受けた事務局長は、各対策部長に配備指示を伝達するとともに、事務局職員を配備する。
- エ 配備の伝達を受けた部長は、配備指令に基づき副部長、班長、副班長、本部連絡員及び部員を配備する。
- オ 消防対策部長（消防庶務課長）は、派遣が必要と認める場合は、町消防団方面隊長及び町消防団副方面隊長を本庁及び支所へ派遣する。
- カ 事務局長は、事態が緊急を要する場合や災害が発生し被害情報を入手したときには、町長への報告を行うとともに、関係対策部長に対して、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう速やかに伝達する。

2 参集

(1) 参集の伝達

- ア 事務局長は、次の事項を明確にして配備の伝達を実施する。
 - (ア) 配備の区分
 - (イ) 災害警戒本部及び災害対策本部の開設又は招集の時間
 - (ウ) 災害警戒本部及び災害対策本部の設置場所

イ 伝達方法

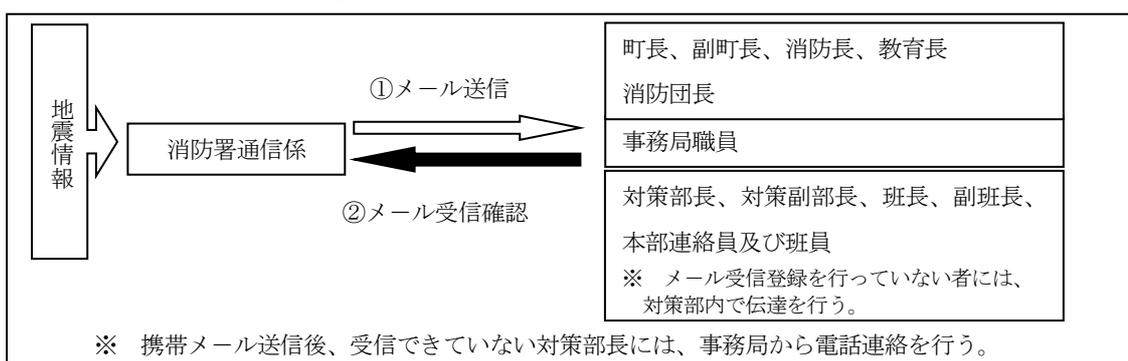
(ア) 防災行政無線及びIP告知端末機による伝達

地震災害発生に対して迅速、的確で、応急な災害対応体制を整えるために、『愛南町地震情報及び津波情報の同報マニュアル』の「地震発生時の震度区分による伝達」及び「津波予報・津波情報発表時の伝達」により、防災行政無線放送及びIP告知端末機で、町職員に配備体制を伝達する。

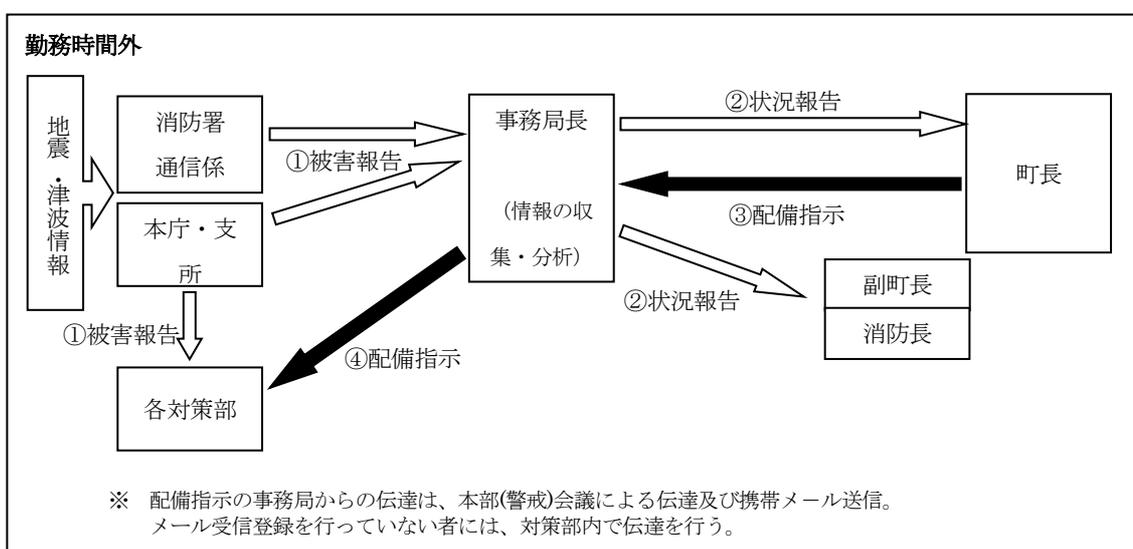
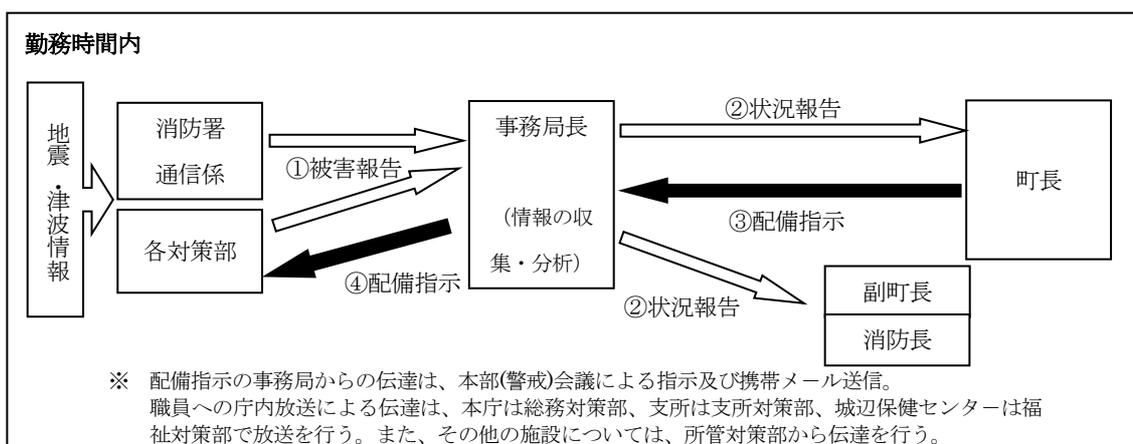
(イ) 携帯メールによる伝達

上記防災行政無線放送及びIP告知端末機による職員参集の伝達と併せて、地震及び津波関連情報が発表された時には、町職員に配備体制を携帯メールで伝達する。

① 地震及び津波関連情報の発表時



② 地震災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき



ウ 留意事項

職員は、休日及び勤務時間外における参集において、次の事項に留意して速やかに参集する。

- (ア) 勤務時間外において動員配備指令を受けたときは、直ちに参集する。
- (イ) 電話回線が不通になるなど、周囲の状況から大規模な地震災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集する。
- (ウ) 交通機関の不通や道路の決壊等により参集できない場合、本人及び家族等に係る重大な被災があった場合には、所属する対策部の部長又は副部長若しくは班長に連絡し、その指示を受ける。
- (エ) 参集途上においては、道路等の状況、建物の倒壊及び損傷の状況、火災の発生及び消火活動の状況、被災者及び救助活動の状況、ライフラインの状況について情報を収集し、参集時に所属する対策部の部長又は副部長若しくは班長に報告する。
- (オ) 参集途上において、火災の発生及び人身事故等に遭遇したときは、町災害対策本部に報告するとともに、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぐこととする。

第3章 通信連絡活動

(総務課、各支所、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第3章「通信連絡活動」を準用する。

第4章 情報活動

(全部)

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、津波の規模や被害の程度に応じ関係機関との連携の下、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。

この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

第1節 情報活動の強化

1 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信途絶等により、県へ連絡できない場合、あるいは、「直接即報基準」に該当する火災等が発生した場合の第一報（覚知後 30 分以内）の報告は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

なお、消防本部は 119 番通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県へ連絡するものとし、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、地域内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

2 情報活動における連携強化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と地方本部（南予地方局）、地方本部（南予地方局）と町災害対策本部の相互間のルートの基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携の下に行う。

また、情報活動の連携強化のため、県災害対策本部又は県地方本部及び警察署から県職員及び警察官の派遣を受入れる。

3 報道機関等との情報活動の連携

町は、各報道機関に対し、迅速かつ正確に情報を提供し、他地域の情報の収集も行うとともに、住民への周知徹底の必要のある事項について速報を依頼する。

4 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長または警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官または海上保安官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

第2節 災害情報等の収集連絡

1 津波情報等の受理・伝達・周知

- (1) 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される津波に関する情報等は、町災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。
- (2) 受理した情報については、防災行政無線及びIP告知端末機、Lアラート（災害情報共有システム）、インターネット（ホームページ、フェイスブック等）、登録制メール、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車、地域住民による連絡網など、多様な手段を活用して住民に対して周知徹底を図る。

2 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

収集、伝達すべき情報の主なものは、次の通りである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、町職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

- (1) 被害状況
- (2) 避難指示（緊急）及び避難の対象とする地域、警戒区域設定状況
- (3) 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況
- (4) 物資の価格、役務の対価動向
- (5) 金銭債務処理状況及び金融動向
- (6) 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- (7) 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- (8) 観光客等の状況
- (9) 県の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集手段・方法

町災害対策本部は、防災行政無線及びIP告知端末機、消防無線、衛星携帯電話等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに町長に通報がな

されるよう連絡体制を整えておく。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において大規模地震や津波が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 県への応援要請

被害が甚大で、町において情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と充分連絡をとる。

第3節 情報の伝達

1 伝達手段

県と町の間での情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。また、既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

住民への情報伝達にあたっては、通信施設・設備の被災状況に応じて、次の手段を併用して実施する。

なお、町は、情報の伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への適切かつ迅速な情報伝達を行う。

通信施設・設備の軽微な被災時	通信施設・設備の大規模被災時
<ul style="list-style-type: none"> ○携帯メール ○電話 ○ファクシミリ ○パソコン通信 ○Lアラート ○町防災行政無線 ○IP告知端末機 ○消防無線 ○県防災行政無線 ○庁内放送 ○広報・消防車両 ○地区放送設備 ○掲示板 ○職員の派遣 ○総合案内所及び相談所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ○衛星携帯電話 ○災害時優先電話 ○広報・消防車両 ○掲示板 ○職員の派遣 ○総合案内所及び相談所の開設 ○放送局に対する放送要請 ○他機関専用通信設備 ○近隣市町防災行政無線 ○アマチュア無線設備

2 関係機関への情報の伝達

(1) 実施責任者

関係機関への情報伝達は、事務局長及び関係対策部長が行うものとする。

(2) 伝達方法

津波災害時に防災関係機関の対応が遅れることのないよう、防災関係機関が地域内の津波災害の発生状況や危険性を把握した場合は、これらの情報を消防機関、警察等他の応急対策実施機関に直ちに伝達する。

■ 主な伝達先

非常通報受付場所			備考
名称	所在地	電話番号	
愛南町消防本部	蓮乗寺 473 番地	72-0119	
南予地方局	宇和島市天神町 7 番地 1	0895-22-5211	
愛南警察署	御荘平城 2982 番地 2	72-0110	
宇和島海上保安部	宇和島市住吉町 3-1-3 宇和島港湾合同庁舎	0895-22-1256	(警 救)

3 報道機関への情報伝達

(1) 実務担当者

報道機関への情報伝達は、総務対策部が行う。

(2) 報道機関に対する発表並びに依頼事項

災害の種別、発生 の 場所 及び 日時、被害状況、応急対策の状況、住民に対する避難指示（緊急）、注意事項等とをとりまとめ、適宜報道機関に発表するとともに、住民への周知徹底の必要のある事項については、速報を依頼するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- ア 津波による被害を最小限にとどめるための事前対策
- イ 災害対策本部の設置又は解散
- ウ 津波に関する情報及び注意の喚起
- エ 港湾、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）
- オ 火災状況（発生箇所、被害状況等）
- カ 浸水状況（発生箇所、被害状況等）
- キ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）
- ク 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、注意事項等）
- ケ 給食、給水実施状況（供給日時、量、対象者）
- コ 医療救護所の開設状況
- サ 避難所等（避難所の位置、経路等）
- シ 道路障害物、し尿の状況並びに除去見込み
- ス 衣料、生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- セ 防疫状況と注意事項
- ソ 住民の心得等人心の安全及び社会秩序保持のための必要な事項

第4節 県への被害報告

1 報告すべき災害

報告すべき災害は、『災害対策基本法第2条第1号』に定める次の災害とする。

災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他、その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

- (1) 『災害救助法』の適用基準に合致するとき。
- (2) 県又は町が対策本部を設置したとき。
- (3) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるとき、又は2市町以上にまたがるとき。
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政、援助を要するとき。
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて、報告する必要があると認められるとき。
- (6) その他特に県から報告の指示をされたとき。

【資料編：10-53 災害情報報告】

2 報告事項

町災害対策本部は、被害状況のほか、要請事項や町の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

- (1) 災害対策本部の設置又は解散
- (2) 災害の概況
- (3) 避難指示（緊急）
- (4) 指定避難所の開設状況
- (5) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (6) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (7) 防疫に関する事項
- (8) 医療救護所の開設状況
- (9) 被災者等の安否情報
- (10) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (11) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (12) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (13) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (14) 災害復旧の見込み

3 報告の内容と時期

報告については、別表第1災害の被害認定基準により、次のとおり行う。

(1) 発生報告

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、町長及び防災関係機関が発生を覚知したとき直ちに即報する。

なお、報告に当たっては、概況を「様式1 災害発生報告」に示す事項について、迅速に報告する。特に人的被害及び住家被害を優先して報告する。

(2) 中間報告

被害状況が判明次第、逐次詳細を報告するもので、「様式2 中間・最終報告（共用）」で定める事項について、判明した事項から順次報告する。

既報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時刻を明らかにする。また、報告の基準については、「被害認定基準」による。

なお、報告に当たっては、警察署等と密接な連絡を取りながら行う。

(3) 最終報告

被害確定報告であるので、正確な調査結果を災害応急対策終了後 10 日以内に「様式 2 中間・最終報告（共用）」により行う。

(4) その他既報事項

次に掲げる事項が発生した場合、直ちに報告する。

ア 町災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。

イ 町長が自ら災害に関する警報を発したとき。

ウ 避難勧告、避難指示（緊急）の発令、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行ったとき。

【資料編：10-53 災害情報報告】

4 報告系統

「発生報告」、「中間報告」及び「最終報告」は、南予地方局を經由して、県防災危機管理課に報告する。

5 報告手段

報告は、別表第 2 報告通報系統図により、次の方法で行う。

ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝言により報告する等、あらゆる手段を尽くして報告する。

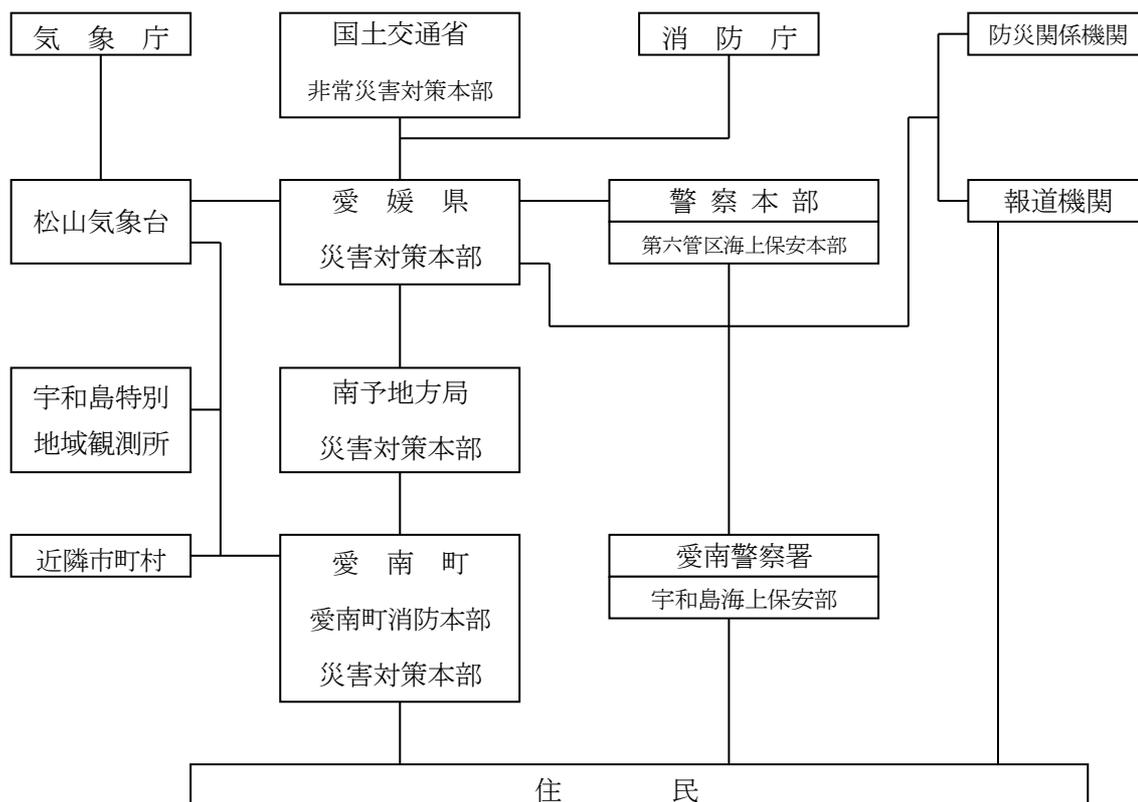
- (1) 県防災通信システム（地上系・衛星系）
- (2) 電話
- (3) 県災害情報システム
- (4) インターネット

別表第1 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し死体を確認した者又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	負傷者	重傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月以上の治療を要する見込みの者。
		軽傷	当該災害により負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のある者のうち、1月未満で治療できる見込みの者。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住居であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。同一住家内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその宿泊者等を1世帯として取り扱う。	
	全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のもを除く。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のも、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を超えた程度のもをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物をいう。	
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。	
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの。	
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水の浸かったもの。	
その他被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。	
	道路	損壊	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要となったものとする。	

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	河川	河川法が適用され若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止め、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	堤防決壊	河川法にいう1級河川、2級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいはため池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
	越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
	港湾	港湾法に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け汽車、電車等の運行が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
被害世帯数	り災者世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	り災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵庫その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する町長等が許可した製造所等。
	その他	建物及び危険物以外のもの。
施設の被害	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設をいう。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道をいう。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をいう。
その他	農業被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害をいう。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立ち木、苗木の被害をいう。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害をいう。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害をいう。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害をいう。

別表第2 報告通報系統図



第5章 災害広報活動

(総務課、各支所、防災対策課、庶務課、消防署)

津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、県、防災関係機関及び報道関係との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

第1節 広報内容

町は、管内の各防災機関が実施する広報を調整し、防災関係機関と連携して、次に掲げる住民生活に密接に関係ある事項を中心に、適切かつ迅速な広報を行う。

なお、町は、地域住民における第一義的な広報機関として積極的な広報を行い、発生後の時間の経過とともに、適宜内容を変えて実施する。

- 1 災害対策本部の設置又は解散
- 2 火災の発生箇所及び被害状況
- 3 浸水の発生箇所及び被害状況
- 4 津波に関する情報及び注意の喚起（特に出火防止）
- 5 津波による被害を最小限にとどめるための事前対策
- 6 避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び屋内での待避等の安全確保措置の指示
- 7 指定緊急避難場所及び指定避難所の状況
- 8 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の被害状況、復旧状況及び注意事項
- 9 交通機関の運行状況、道路の不通箇所や復旧状況等交通の状況
- 10 橋りょう等土木施設の被害状況及び復旧状況
- 11 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- 12 ごみ・し尿処理に関する状況
- 13 給食・給水及び生活必需品の供給に関する事項
- 14 防疫に関する状況と注意事項
- 15 医療機関の診療実施状況及び医療救護所の開設状況
- 16 被災者等の安否情報
- 17 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- 18 住民の心得等人心の安全及び社会秩序のために必要な事項
- 19 自主防災組織に対する活動実施要請
- 20 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- 21 災害復旧の見込み
- 22 被災者生活支援に関する情報

第2節 広報実施方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、町は、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して、有効、適切と認められる方法による広報を行うものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ策定した支援プランに基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

1 報道機関による広報

町は、ラジオ、テレビ及び新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。なお、甚大な被害が発生し、災害対策本部を設置した場合には、必要に応じて記者発表を行うなど、一元的に実施する。

2 一般広報

町は、災害の規模、動向、今後の予想等を検討し、被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ、町防災行政無線及びIP告知端末機、広報車等により実施し、また、被害の推移、避難勧告及び避難指示（緊急）、応急措置の状況が確実に行き渡るように広報活動を行う。

- (1) 防災行政無線及びIP告知端末機、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 広報誌の掲示、配布
- (4) 広域避難所への広報班の派遣
- (5) 自主防災組織を通じた連絡
- (6) 総合案内所及び相談所の開設
- (7) インターネット（ホームページ）、携帯電話等を活用した情報提供

第3節 災害の記録

町は、津波災害に関する被害状況や復旧状況を、記録用資料（写真）として記録しておく。

ただし、交通途絶等により、広報広聴担当を現地に派遣できない場合は、あらかじめ現地の住民に撮影を依頼する。

第4節 県に対する広報の要請

県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。

第5節 住民が必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ正しい情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努める。

- (1) ラジオ、テレビ、インターネット、CATV
県知事、町長の放送要請事項、津波警報等の情報、交通機関運行状況等
- (2) 防災行政無線及びIP告知端末機、コミュニティFM、緊急速報メール、消防無線、有線放送、広報車、インターネット（ホームページ、フェイスブック）
主として町内の情報、指示、指導等
- (3) 自主防災組織を通じての連絡
主として町災害対策本部からの指示、指導、救助措置等

- (4) サイレン等
津波警報、火災発生の通報
- (5) 町や県のホームページ
各種警報、避難指示等の発令状況、被害情報、道路情報等

第6節 広聴活動

町及び各防災関係機関は、被災住民、関係者等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な応急対策を推進するため、相談窓口等を開設する。

第7節 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6章 災害救助法の適用

(防災対策課、庶務課・消防署)

地震災害対策編第3部第6章「災害救助法の適用」を準用する。

第7章 避難活動

(全部)

大規模地震災害発生時には、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のために可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全確保に努める。その際、要配慮者についても十分配慮する。

なお、住民に対し、迅速な避難を促すに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

第1節 避難指示（緊急）

津波警報等が発表された場合は、「愛南町避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき、迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には避難指指示（緊急）を発令し、安全性の確認に努める。

地震や津波等により同時多発の火災が拡大延焼するなど、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、住民に対して、避難勧告又は避難指指示（緊急）を行う。

1 避難勧告等の発令判断基準

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された際には、避難指指示（緊急）を発令する。

また、小さいが、大きな津波が発生するという、いわゆる「津波地震」（「ヌルヌル地震」）に備えて、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、必要に応じて避難勧告等を発令する。

発令内容		基準	範囲
避難指指示 (緊急)	大津波警報	愛媛県宇和海沿岸に大津波警報が発表されたとき。	最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象
	津波警報	愛媛県宇和海沿岸に津波警報が発表されたとき。	海岸堤防等が無い又は海岸堤防が低いため、高さ3mの津波による浸水が想定される地域を対象
	津波注意報	愛媛県宇和海沿岸に津波注意報が発表されたとき。	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を対象

2 避難指示（緊急）等の実施

(1) 避難指示（緊急）等の伝達方法

避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合、町は直ちに当該地域の住民に対して、町防災行政無線及びIP告知端末機等による放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察、自衛隊、海上保安部、消防団員、自主防災組織等の協力を得ながら周知徹底を図る。避難勧告等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運業者等に協力を求める。また、通信施設の損壊等により、住民が町防災行政無線やテレビ等による地震・津波等の情報の収集をできない場合は、支所等に配備した衛星携帯電話を通じて情報伝達を行い、地元消防団や自主防災組織等にできる限りの手段を講じて速やかに情報伝達を行う。

避難行動要支援者については、自主防災組織の避難行動要支援者の支援者等地域住民及び福祉事業者等の協力を得て、避難行動要支援者支援台帳をもとに策定した避難行動要支援者支援プランに基づき避難誘導を行う。

なお、必要に応じて、報道機関による広報について協力を要請する。

(2) 避難指示（緊急）又は避難勧告の内容

避難指示（緊急）又は避難勧告の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示する時間的余裕がない場合は、この限りではない。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所等）
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品等
- カ 避難行動における注意事項

3 自主避難

避難指示（緊急）又は避難勧告の基準は、事前に住民等に周知し、通信の途絶等で避難指示（緊急）又は避難勧告ができない場合は、住民が自主的に避難する。

4 避難指示等の報告

(1) 町長が避難指示（緊急）等の発令を行った場合

町長は、避難の指示（緊急）又は避難勧告等が発令したときは、直ちに立退き指示等の理由、地域名、世帯数、人員及び避難所等を南予地方局を通じて県へ報告するとともに、警察署等関係機関に連絡する。

(2) 町長以外が避難指示（緊急）等を行った場合

町長以外が避難指示（緊急）又は避難勧告等を行った場合は、町長は（1）に準じて県等へ連絡する。

5 避難指示（緊急）の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちに「2 避難指示（緊急）の実施」（1）避難指示（緊急）等の伝達方法に準じて、住民に伝達するとともに、「4 避難指示等の報告」（1）町長が避難の指示（緊急）等の発令を行った場合に準じて、県へ報告する。

第2節 警戒区域の設定

『災害対策基本法第63条』に基づき、町長は、災害が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命や身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

1 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法令
町長	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	災害が発生した場合において、当該災害の発生により、町長が警戒区域を設定することができなくなったとき。 この場合、知事はその旨を公示する。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる場合において、町長若しくは町長の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき。 この場合、警察官又は海上保安官は、直ちにその旨を町長に通知する。	災害対策基本法第63条第2項
警察官	火災、洪水、高潮	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要請があったとき。 水防上緊急の必要がある場合において、消防団長、消防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要請があったとき。	消防法第36条において準用する同法第28条 水防法第21条第2項
消防吏員 又は 消防団員	火災	火災の現場において。	消防法第36条において準用する同法第28条
水防団長、 水防団員又は 消防機関に 属する者	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合。	水防法第21条
災害派遣を命じられた 部隊等の 自衛官	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、町長若しくは町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り。	災害対策基本法第63条第3項

2 警戒区域設定の注意事項

- (1) 町長の警戒区域設定権は、『地方自治法第153条第1項』の規定に基づいて、町の職員に委任することができる。
- (2) 警戒区域内への立入り禁止、当該住民の退去措置等の方法については、関係機関と協議して定めておく。

- (3) 実際に警戒区域を設定した場合は、なわ張り等により警戒区域の表示をしておき、避難等に支障のないよう措置を行う。
- (4) 「警戒区域の設定」と「避難指示（緊急）」の相違点
 - ア 「避難指示（緊急）」が对人的に捉えて指示を受ける者の保護を目的としているのに対して、「警戒区域の設定」は、地域的に捉えて立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。
 - イ 「警戒区域の設定」は、災害が、より急迫している場合に行使される。
 - ウ 「警戒区域の設定」に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰則が科される（『災害対策基本法第116条第2項』）のに対し、「避難指示（緊急）」については罰則がない。

3 警戒区域の設定の実施及び報告

本章第1節3「避難準備情報、勧告又は指示等の実施」及び本章第1節5「避難の指示又は勧告等の報告」に準じる。

第3節 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

1 避難の区分及び基準

(1) 緊急避難

地震及び津波災害の場合は、事前避難の時間がないことから、危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所（津波一時避難場所等）へ緊急避難させる。

(2) 収容避難

指定緊急避難場所や津波一時避難場所から、必要に応じ、緊急避難者又は救出者を指定避難所に収容避難させる。

(3) 自主避難

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、自宅等の出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。町は、必要に応じて、指定避難所等の開設を行う。

2 避難誘導の順位

避難誘導は、まず負傷した被災者の救助を実施し、乳幼児のいる世帯、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難を優先的に行う。

3 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次のことがらを周知徹底する。

- (1) 徒歩での避難を基本とするが、要配慮者の避難手段等として自主防災組織において車利用のルールを明確にしている場合は利用を可能とする。
- (2) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行うこと。
- (3) 携行品は、現金、貴重品、食料3日分程度、飲料水、懐中電灯、タオル等の日用品、救急薬品、携帯電話等とし、必要最小限にする。

- (4) 避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの。）を準備すること。
- (5) 服装は軽装とし、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行すること。
- (6) 各号のうち、平素から用意しておける物品等は、「非常持ち出し」の表示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにすること。
- (7) 津波による危険が迫り、津波一時避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- (8) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- (9) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児等を収容している施設にあっては、あらかじめ避難計画を立て、町、消防機関、警察署等との連絡体制を確保する。町内各保育所やあいなん幼稚園、愛南町養護老人ホーム南楽荘では、災害発生時の対応と防災管理について必要な事項を定めたマニュアルを作成し、園児や入所者及び職員の生命・身体の保護と、危機管理体制の強化に努めており、マニュアルに基づく訓練の実施や適宜見直し等に努める。
- (10) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。
- (11) 大型スーパー等の不特定多数の利用者がある施設にあっては、あらかじめ避難計画を立て、町や防災機関等との連絡体制を確保する。
- (12) 指定緊急避難場所・津波一時避難場所へ避難した住民等は、避難が長期に及ぶ場合、自主防災組織等、町職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘導のもとに、指定避難所等へ避難する。

4 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 避難の誘導は、自主防災組織の避難行動要支援者の支援者ほか、町職員、消防団、警察官等が行うものとするが、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を定めておき、誘導に当たっては、極力、安全と統制を図る。なお、ボランティア等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。
- (2) 避難誘導等に従事する者は、自らの命を守ることを基本とし、安全確保を前提として避難誘導等を行うものとする。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、また、浸水地等には必要に応じ、船艇、ロープ等の資材を配置するなど、誘導の安全を図る。

5 避難路の確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害の発生のおそれのある場所を避け、職員の派遣及び警察、自主防災組織等の協力により避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

第4節 指定避難所等の開設

1 基本方針

町は、受入れを必要とする被災者の救助のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て、住民が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や被災時の男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

2 避難所の開設

町は、避難が必要になった場合、直ちに指定避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び学校等避難施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保できるよう必要な措置を講じる。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、町営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 設置場所

町は、「愛南町地域防災計画」に定めた場所に指定避難所を設置する。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として活用する。

なお、設置場所としては、次の場所が考えられる。

- (1) 津波や高潮、山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。
- (2) 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認の上、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。
 - ア 学校、体育館、公民館等の公共建築物
 - イ あらかじめ協定した民間の建築物
 - ウ 都市公園等に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものを含む。）
- (3) 要配慮者については、必要に応じて福祉避難所を開設する。また、その状況に応じて受け入れるための社会福祉施設等の確保や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討するなど、多様な避難所の確保に努める。
- (4) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を確保する。
- (5) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局又は愛媛県旅客船協会に船舶のあっせんを要請する。

【資料編：7－1 避難所一覧】

4 受入れ対象者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、居住する場所を確保できない者とする。

5 設置期間

『災害救助法及び同法施行令』による救助の期間は、災害発生の日から7日以内である。

ただし、津波関連情報、気象情報等による災害発生の危険性、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建設状況等を勘案し、町長は県と協議の上、設置期間を決める。

6 避難状況の報告

災害対策本部は、指定避難所を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、次の事項について、南予地方局を經由して県災害対策本部（県災害警戒本部）をはじめ、警察署、自衛隊等関係機関に連絡する。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 避難所の開設数及び収容人員
- (3) 開設期間の見込み

また、指定避難所ごとにそこに受入れされている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む指定避難所以外の避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、町に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護備蓄物資の供給等を県災害対策本部（県災害警戒本部）に依頼する。

第5節 指定避難所等の運営

1 指定避難所の運営

指定避難所等の運営は、あらかじめ避難所施設ごとの避難所運営マニュアルの策定に取り組み、避難者（地域や自主防災組織等）が主体となった避難所運営体制の確立を促すこととし、関係機関やボランティア団体等の協力のもと、町が適切な支援を行う。

- (1) 町は、避難者、住民、自主防災組織や学校等避難施設の管理者、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- (2) 指定避難所には避難所等の運営を行うために必要な職員を配置する。また指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- (3) 避難生活の運営に当たっては、要配慮者に配慮する。
- (4) 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して町に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- (5) 町は、要配慮者の保健福祉に対する要望を把握し、介護職員等の応接受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

- (6) 町は、指定避難所等における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事給与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- (7) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、ごみ・し尿処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (8) 町は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努める。
- (9) 町は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- (10) 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。
- (11) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。
- (12) 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症・肺血栓塞栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。
- (13) 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活する避難者だけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。
- (14) 被災後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等、被災者の心理的な障害について専門的なカウンセリングなどによる負担軽減に努める。
- (15) 県や国際交流協会等と連携し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

2 避難所等への町職員等の配置

町が設置した指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

3 避難所における町職員等の役割

(1) 町職員の役割

指定避難所に配置された町職員は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

- ア 被災者の受入れ
- イ 被災者に対する食料及び飲料水の配給
- ウ 被災者に対する生活必需品の供給
- エ 負傷者に対する医療救護
- オ 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達
- カ 避難した者の掌握
- キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

(2) 運営方法

指定避難所に派遣された町職員は、避難所（学校では体育館等）を確保するなど、受入れ準備を行い、おおむね次の手順により、避難所の運営を行う。

- ア 避難者名簿の作成
- イ 避難時の情報収集及び報告
- ウ 避難者の居住区域の割り振り及び世話人代表の選出
- エ 不足物資等の把握、請求、受取、配布
- オ 避難生活が困難な要配慮者の把握及び対処
- カ 避難所日誌の作成及び運営状況の報告
- キ 各種情報の収集及び提供

(3) 避難所の所有者又は管理者

町が設置した指定避難所を所有し又は管理する者は、指定避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

第6節 要配慮者の避難

避難活動に当たっては、高齢者、乳幼児、障がい者等要配慮者に十分配慮するとともに、指定避難所等における健康状態等について聴き取り調査を行い、「要配慮者名簿」を作成するなど、その実態把握に努める。

また、避難者の障がいや身体の状況に応じて、必要な場合は、指定避難所から適切な措置を受けられる施設や福祉避難所への移送、被災地外への避難等が行えるよう配慮する。

1 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高いり災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受け入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握に努め、近隣施設、町及び県等に支援を要請するものとする。
- (4) 町は県とともに、社会福祉施設に対するライフラインの優先的な復旧や、飲料水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

2 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 町は県とともに、掲示板、広報誌、ホームページ、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 町は県とともに、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

3 児童に係る対策

- (1) 町は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- (2) 町は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行う。

4 外国人等に対する対策

- (1) 町は県とともに、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 町は県とともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 町は県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努める。

第7節 帰宅困難者対策

地震・津波災害発生時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して、町、県及び民間事業者で連携し、適切な情報提供や指定避難所での受入れなどにより、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するよう努める。

- 1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 町は、災害発生後、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努める。
- 3 町は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、帰宅困難者に対して必要な情報を提供する。
- 4 町は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- 5 町は、徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。
- 6 民間事業者は、帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、協定の締結等に基づき、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

第8章 緊急輸送活動

(総務課、水産課、建設課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第8章「緊急輸送活動」を準用する。

第9章 交通応急対策

(総務課、水産課、建設課)

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

具体的な内容については、地震災害対策編第3部第9章「交通応急対策」を準用する。

第10章 地区の孤立対策

(防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第10章「地区の孤立対策」を準用する。

第11章 消防活動

(防災対策課、庶務課、消防署)

大規模地震発生時には、津波の発生等により、極めて大きな被害となることが予想されるため、県、町はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も人命救助、出火防止及び初期消火を実施するとともに、消防機関は、他の防災関係機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策を図る。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

これらの災害応急対策活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分配慮する。

具体的な内容については、地震災害対策編第3部第11章「消防活動」を準用する。

第12章 水防活動

(農林課、水産課、建設課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震による津波に対する水防活動は、次のとおりとする。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、「愛南町水防計画」の定めるところによる。

第1節 水防管理者及び水防管理団体の活動

- 1 地震による津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者等に対し避難のため立退きを指示することができる。
なお、水防管理者が立退きを指示する場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- 2 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、情報の収集に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

第2節 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報

- 1 水門、閘門等の管理者は水防上必要な津波等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門、閘門等の操作責任者に連絡しなければならない。
- 2 水門、閘門等の操作責任者は、津波等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門、閘門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- 3 水門、閘門等の操作責任者は、津波警報等が発表された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確保を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。
- 4 水門、閘門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第3節 水防作業の安全確保

水防作業時には、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が津波の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

第4節 水防活動の応援要請

1 地元住民の応援

水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の者の立入を禁止し、若しくは制限し、あるいはその区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させる。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、所轄警察署長に対して警察官の出動を求める。

3 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

ア 水防管理者は、水防法（昭和24年法律第193号）第23条の規定により、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、町長、消防団長に対して応援を求めることができる。

イ 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して、相互協定し、水防計画に定める。

4 自衛隊の応援

大規模の応援を必要とする緊急事態が生じたときは、知事の判断により、又水防管理者は知事を通じ、陸上自衛隊第14高射特科隊長に災害派遣を要請する。

第13章 人命救助活動

(防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第13章「人命救助活動」を準用する。

第14章 食料供給活動

(町民課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第14章「食料供給活動」を準用する。

第15章 生活必需品等物資供給活動

(町民課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第15章「生活必需品等物資供給活動」を準用する。

第16章 飲料水及び生活用水の確保・供給

(町民課、水道課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第16章「飲料水及び生活用水の確保・供給」を準用する。

第17章 医療救護活動

(保健福祉課、高齢者支援課、国保一本松病院、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第17章「医療救護活動」を準用する。

第18章 行方不明者の搜索、死体の措置・埋葬活動

(環境衛生課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第18章「行方不明者の搜索、死体の措置・埋葬活動」を準用する。

第19章 防疫・衛生活動

(保健福祉課、国保一本松病院、環境衛生課)

地震災害対策編第3部第19章「防疫・衛生活動」を準用する。

第20章 保健衛生活動

(保健福祉課)

地震災害対策編第3部第20章「保健衛生活動」を準用する。

第21章 廃棄物等の処理

(環境衛生課)

地震災害対策編第3部第21章「廃棄物等の処理」を準用する。

第22章 障害物除去活動

(水産課、建設課)

地震災害対策編第3部第22章「障害物除去活動」を準用する。

第23章 動物管理活動

(農林課、環境衛生課)

地震災害対策編第3部第23章「動物管理活動」を準用する。

第24章 労働力確保対策

(総務課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第24章「労働力確保対策」を準用する。

第25章 応急住宅対策

(総務課、建設課、保健福祉課、高齢者支援課)

地震災害対策編第3部第25章「応急住宅対策」を準用する。

第26章 要配慮者に対する支援活動

(保健福祉課、高齢者支援課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第26章「要配慮者に対する支援活動」を準用する。

第27章 ボランティア活動対策

(保健福祉課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第27章「ボランティア活動対策」を準用する。

第28章 広域応援活動

(総務課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第28章「広域応援活動」を準用する。

第29章 自衛隊災害派遣要請

(総務課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第29章「自衛隊災害派遣要請」を準用する。

第30章 海上保安庁の支援

(総務課、防災対策課)

地震災害対策編第3部第30章「海上保安庁の支援」を準用する。

第31章 ライフライン災害応急対策

(総務課、建設課、水道課)

地震災害対策編第3部第31章「ライフライン災害応急対策」を準用する。

第32章 公共土木施設等の確保対策

(総務課、農林課、水産課、建設課)

地震災害対策編第3部第32章「公共土木施設等の確保対策」を準用する。

第33章 危険物施設等の安全確保

(庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第33章「危険物施設等の安全確保」を準用する。

第34章 海上災害応急活動

(水産課、防災対策課、庶務課、消防署)

地震災害対策編第3部第34章「海上災害応急活動」を準用する。

第35章 応急教育活動

(学校教育課、生涯学習課)

地震災害対策編第3部第35章「応急教育活動」を準用する。

第36章 災害警備対策

(各支所、防災対策課)

地震災害対策編第3部第36章「災害警備対策」を準用する。

第4部 津波災害復旧・復興対策

津波により甚大な被害が発生した場合には、多数の者の生命や身体に危害を与えるのみならず、住居、家財の喪失、環境破壊などをもたらし、住民を極度の混乱に落とし入れることになる。

このため、被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら県、町が主体的に取り組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

そこで、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

また、復旧・復興対策にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、要配慮者の参画を促進するものとする。

第1章 災害復旧対策

(全部)

公共施設等の復旧対策は、災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に実施する。

また、町、県の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保及び活動については、災害対策本部又は災害警戒本部と調整を図りながら迅速に実施する。

具体的な内容については、地震災害対策編第4部第1章「公共施設等復旧対策」を準用する。

第2章 復興計画

(全部)

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

具体的な内容については、地震災害対策編第4部第2章「復興計画」を準用する。

第3章 被災者の生活再建支援

(全部)

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置きながら、住民生活の安定を図るための施策を講じるとともに、自力による生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

具体的な内容については、地震災害対策編第4部第3章「被災者の生活再建支援」を準用する。

